

## 1. 議事日程

〔平成24年第1回安芸高田市議会3月定例会第3日目〕

平成24年 2月24日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第21号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）  
日程第3 議案第22号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第4 議案第23号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第5 議案第24号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）  
日程第6 議案第25号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第7 議案第26号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第27号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第28号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第29号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第30号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第12 議案第31号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第32号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第14 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎
14番	青 原 敏 治	15番	金 行 哲 昭
16番	入 本 和 男	17番	今 村 義 照

18番 亀岡 等  
20番 藤井 昌之

19番 塚本 近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番 青原 敏治

15番 金行 哲昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田 一義	副市長	藤川 幸典
教育長	佐藤 勝	総務部長	沖野 文雄
企画振興部長	竹本 峰昭	市民部長	新川 昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡 隆文	産業振興部長	清水 勝
建設部長兼公営企業部長	河野 正治	教育次長	沖野 和明
消防長	光下 正則	会計管理者	森川 薫
八千代支所長	藤本 宏良	美土里支所長	小笠原 義和
高宮支所長	藤井 静雄	甲田支所長	益田 茂樹
向原支所長	岡崎 賢志	総務課長	杉安 明彦
		政策企画課長	山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田 昭男	事務局次長	外輪 勇三
主査	森岡 雅昭	専門員	藤堂 洋介

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 藤井議長 ただいまの出席議員は19名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において14番  
青原敏治君、及び15番 金行哲昭君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第2 議案第21号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）  
日程第3 議案第22号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第4 議案第23号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第3号）  
日程第5 議案第24号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第6 議案第25号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第7 議案第26号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第27号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第3号）  
日程第9 議案第28号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第2号）  
日程第10 議案第29号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第30号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第12 議案第31号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正  
予算（第1号）  
日程第13 議案第32号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3  
号）

- 藤井議長 日程第2、議案第21号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第13、議案第32号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

本案12件は、予算常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

○赤川予算常任委員長 報告いたします。

平成24年2月22日付で予算常任委員会に付託のありました議案第21号から議案第32号までの12件の補正予算審査の結果について、御報告をいたします。

付託されました議案について2月23日委員会を開会し、市長、副市長及び教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第21号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」は歳入、歳出ともにそれぞれ14億4,269万8,000円を減額し、予算総額を245億1,558万3,000円とするもので、23年度予算の清算見込みによるものが主なものとなっておりますが、国の3次、4次補正予算による消防防災関係整備費及び圃場整備事業の追加や建築工事が24年となった葬斎場建設事業費の減額、地上波デジタル放送共聴施設整備補助金の減額、学校丸ごと集団疎開支援事業費の減額など、額の大きいものも提案がなされました。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、委員より、市民から防犯灯のLED化がおくれているとの声を聞くが、進捗状況はどのようになっているのかとの質疑があり、地元管理分については23年度末で約70%の達成率を見込んでおり、市管理分については今年度で100%に達すると見込んでいる。また、市管理から地元移管された473基のうち今年度で420基の交換を見込んでおり、残り50基を24年度で実施する予定であるとの答弁がありました。

企画振興部の審査におきまして、委員より地上波デジタル放送共聴施設整備補助金の大幅な減額理由と難視地域解消の今後の見通しについての質疑があり、当初17件の整備改修を予定していたが、地域全体での同意が得られない状況があり、今年度は7件の整備となっている。残り10件の施設は24年度予算において整備に努めたいとの答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より、太陽光発電システム促進事業補助金の減額について、件数などはどのような状況になっているのかとの質疑があり、県補助金についての件数は当初追加で50件を計上していたが、本年度の実績が64件であり、残りの件数分が減額となったとの答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より、子育て支援センター運営費減額の詳細とファミリーサポート事業の実績についての質疑があり、母子生活施設入所委託料とファミリーサポート事業負担金が見込みより減ったことによる減額となった。またファミリーサポート事業は、病後児預かりの実績はなく、一時預かりで1日あたり1～2名の実績となっているとの答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より、林業復旧振興事業に要する経費が大幅に減額になっている原因は何であるのかとの質疑があり、森

林法の改正により事業の形態が、育てる林業から生産への林業に変更となりつつあり、切り捨て間伐が補助対象外となったため、予定していた切り捨て間伐が実施できなくなったことにより大幅な減額となったとの答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より、国際交流事業費が中止となった理由と今後の事業継続についての質疑があり、昨年の中日本大震災や原発事故の関係で、シンガポールからの青少年の訪問が困難となったため中止となり、ニュージーランドへの新派遣についても募集人員に満たなかったため中止とした。人的な交流については、今後も継続していきたいとの答弁がありました。

議第22号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から、議第32号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」までの11の会計につきましては、本年度の精算見込みによる増減が主なものとして提案されました。

特定環境保全公共下水道特別会計におきまして、委員より、歳入で使用料が大きく減っているが、当初の見込みと現在の加入率がどのようになっているのかとの質疑があり、使用料は22年度決算見込額から加入増加分5%増を見込んで計上していたが、22年度の決算見込額を大きく見積もったことにより、このような結果となった。加入率は22年度末では、この事業において71%、市全体では23年度末で56%であるとの答弁がありました。

各会計の歳入・歳出それぞれ慎重に審査し、金額、内容など適正であると判断し、議案第21号から議案第32号までの12議案についてすべて原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質問に入ります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、本案12件に対する一括討論を行います。  
討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、以上で一括討論を終結いたします。  
これより本案12件を個別により採決いたします。  
まず、議案第21号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第28号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第29号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第30号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第31号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第32号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 一般質問

○藤井議長 日程第14、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 おはようございます。

私は、先に2項目にわたりまして通告をしております質問を行います。

まず、学校給食について、教育長または市長にお伺いをいたします。給食センターが昨年4月1日から本格稼働を始めてまいりました。今までは各学校で自校方式なり、地域でいろいろな農作物をいただきながら展開をしておったわけですが、また新しい給食センターとして新たな学校給食が発足してまいりました。

私はこの学校給食に当たりまして、特に食育ということについて、これをどういうふうに教育委員会としては今まで取り組まれていたのか。そしてまたこれからどのような取り組みをされていくのか、しようとされているのか、お伺いしたいと思います。

それまでに実は、昨年11月30日、12月2日、市内全小学校13校、それから給食センターを文教厚生常任委員会として訪問いたしました。そのときにいろいろ学校の校長先生からそれぞれの学校の状況なり、給食の状況なりお聞かせをいただきました。特に学校のほうでは、各学校とも大きな問題はなく、落ちついて勉強をしています、給食についても1学期はいろいろと課題もあったというふうに思いますが、2学期以降、アンケート調査などで子どもたちも喜んで食べているし、食べ残しもほとんどなくなったと聞いております。ただ、低学年については、給食の時間が短いために、やむを得なく残っているという課題もあるというふうにも聞きました。総体的に、学校は今現在、落ちついて勉強ができ、給食もおおいしくいただいておりますという実態にあると学校のほうからも聞かせていただきました。大変ありがたい報告だったと思います。

私たち議員も、各学校とも、どの児童もしっかりあいさつができてい、落ちついた雰囲気です授業をしていたというふうにも思います。これまでの教職員の皆さんの平素の努力の成果が見えたように思います。

それから、給食センターについても新しく稼働していくということで、当初はいつも課題もあったようでございますけれども、その点について前向きに取り組まれており、地元の農産物導入に工夫されるなど、運営にあたっては努力が強く感じられました。

そういう状況の中で、私は食育について、まず先ほど申しました、どのように取り組まれているか、そしてまたどのように取り組まれようとしているのかを教育長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。



教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 まずは、市内の小、中学校を訪問していただきまして、子どもや学校の姿についてお褒めの言葉をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまの宍戸議員の御質問にお答えいたします。食育は、人間が生きていく上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものでございます。また、子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎になるものでございます。学校における食育は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校教育全体を通じて行われるべきものであると考えておるところであります。

各学校におきましては、校務分掌の中に食育のための推進リーダーを位置づけ、食をはじめとする児童生徒の規則正しい生活習慣を確立し、各教科領域での食に関する指導目標や内容など、年間指導計画を作成いたしまして、食育に関する事例研究や学校給食の現状等の情報提供をするなど、食育の推進を図っているところでございます。

食育指導の中でも、学校給食は、極めて大きな位置を占めており、給食を通じて、食への興味や関心を高め、子どもたち自身の健康を考える機会を提供し、また、楽しく食べることができる子どもを育てることを目標に、学校を中心に、保護者とも連携しながら、組織的に取り組んできているところでございます。

具体的には、給食センターの栄養士が学校と連携し、給食時間を活用して、1つは、食事の重要性を理解し、食べる楽しさを感じるように働きかける。2つ目は、献立表などを活用して望ましい栄養や食事の取り方について身につける。3番目は、自分の健康を考えて食べることができる能力を育てる。そして4番目は、地域の食材や地域の献立を出すことにより、地域の産物・食文化に関心を持つ心を育て、さらには食物の生産などにかかわる人々への感謝の気持ちを育てる取り組みなどを行っているところであります。特に、安芸高田市給食センターができてからは、3,100食の給食に携わっている様子を紹介したDVDを配布するなどして、学校給食を身近に感じるように工夫しているところであります。

今後とも、学校、保護者、給食センターが連携し、成長期にある子どもたちが、健やかに生きるための基礎を培うことができるよう、食育の推進に尽力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 学校ではそれぞれの食育の樹立に向けて取り組んでおられるというふうには聞いております。

現在、吉田小学校で栄養教諭が1名配置されております。聞きますと、広島県で栄養教諭というのは26名配置されていると。そのうちの1人が

安芸高田市。安芸高田市全体で13校あるわけですが、栄養教諭は1人。新学習指導要領においては、栄養教諭を中心とした食育に取り組むというふうになっているように思います。安芸高田市に1人ということですから、13校ある中で物理的にどういうふうな対応がされているのかなと思うわけでありまして。栄養教諭は県の職員でありますので、安芸高田市で配置をどうのこうのということとはできないと思いますが、先ほど教育長が申し上げられましたように、養護教諭を食育推進リーダーとして位置づけて各小学校でその栄養教諭のかわりをしている部分もあるのではないかと思います。それはそれとしていいと思うんですけれども、ちょっと聞きますと、広島県が全国的にはワースト8位なんだそうです。26人という栄養教諭の配置が。中国地方では島根、岡山、山口よりも少ないという状況にあって、これは先の12月の県議会において湯崎知事が教育委員会が求めるならば、その栄養教諭というものをふやしてもいいよという答弁があったように聞いております。ここは県教育委員会のこれからの英断に係る問題だろうと思いますが、私は特にこの食育について注目したのは、やはり先ほど教育長も申されましたが、食育というのは教育でもあるわけですが、教育というよりも健康の維持とか精神の安定とか勉強意欲の増進と、人間の原点でもあります。そして成長過程にある子どもの体力の向上ということを考えてときには、食べることは命を守るということでもありますので、大変重要なことでもありますし、また学校を卒業して将来にわたって、この食べることについての考え方というのは大切な、成人病とかいうふうなことも考えられますので、その点について学校教育の中で、私は勉強も大事です。今安芸高田市においては全国にないような学習補助員も設置されて、学力も向上しているというふうにも、この間の学校訪問でも聞かせていただきました。それはそれとして大変大事なことだと思いますが、やはり先ほど申しましたように、生きることについて私は食育ということを考えてときには、より大事なんではないかと思います。その点について、教育長の答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 広島県の栄養教諭ということの話もございましたので、つけ加えさせていただきますと、実は栄養教諭は教諭でございますので、学校に所属をするんです。そして、給食センターの栄養の献立も考えているという、両方の仕事をするということもございます、本人にとって言いますと、市内13校の、幼稚園も含めると20校になるわけでありまして、その食教育についての中心的な仕事をしておるということで、我々のほうも県の教育委員会のほうへ、あるいは県の教育委員会から知事部局のほうへ栄養教諭というのを給食センターとは別個に配置をしてもらいたいというような要望をしておるわけでございますが、財政的な問題もありまして、これは一応学校に配置をして給食センターの献立もすると

ということになっておりますが、次年度につきましては、知事のほうから人数をふやしていこうという方向で進められておるということをちょっと仄聞をしておるところであります。

食育についてのリーダーであります。これについても話がありましたが、各学校全部が、養護教諭が担当しておるわけではございませんので、それぞれ学校において違いがありますが、多くは養護教諭が担当しておるといことでありますけれども、冒頭お答えをさせていただきましたように、食育については学校教育全体で考えていく、だれかがイニシアチブをとっていかないと、このことがおろそかになるということで、食育リーダーを中心にしながら学校を回しておるのが現実でございます。等々考えておるといことは、冒頭に申し上げましたように、「知育・徳育・体育」と言いますが、人間が生きていく上で、あるいは生涯にわたって自分の健康を維持していく上で、小さいときから食に関する学習、あるいはしつけをされておるといことは非常に大切なことであるとおのうに思っておりますので、食育といことは学校だけで進めるというわけにはまいりませんが、家庭と十分連携をしながら、そして食べさせてもらっていることにも感謝をするということも大切にしながら、現在、安芸高田市の食育教育を進めているというように御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今後、積極的な取り組みを期待していきたいと思ひます。

同じ学校給食についての次の質問に入ります。地場農産物、産品もあるわけですが、その活用、地産地消の推進というのはどのようにお考えなのか。

教育振興基本計画の中に地産地消、地場の農産物を活用していこうというふうにも書いてありますし、また行政がつくっております地産地消行動計画の中にも学校給食についての記載もあります。先ほど、教育長が申されましたように、この食育といのは学校の教育の中だけでは到底これは十分なことはできないというふうに思ひます。家庭も大事でありますし、そしてまた地域の方々の協力も大事だろとうと思ひます。統合給食センターができるまで、各学校においてその地域地域の農業といひますか、そういう食べることについて、お米をつくるための手伝いをしたり、野菜つくるところに手伝いに行ったり、ナシをつくったり、そういうふうな体験をしておったように聞いておりますし、これからそういうところがどういふふうな取り組みがされていくのたろうかと。これは地産地消につながってくるのではないかと思ひます。そういう点について、今後のそういう教育のあり方といのはどういふことになりまひますか。また、これは家庭教育、地域の皆さんの協力も大事といふことにもなりまひますので、教育長はどのようにお考えか、お聞きいたしまひます。

○藤井議長 答弁を求めまひます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えいたします。

まず、給食センターにおきましては、地場農産物の活用につきまして、産業振興部や広島北部農業協同組合と連携して進めてまいっております。その一端を紹介いたしますと、米飯は、広島北部農業協同組合が集荷した安芸高田市内産の「あきろまん」を100%使用し、野菜につきましても、広島北部農業協同組合と連携し、計画的な生産と供給体制の確立を目指して取り組んでまいっておるところであります。また、豆腐やコンニャクなどの地場加工品につきましても、市内産を優先し、積極的に調達してきたところでございます。その結果、広島県産までを含めた地場産使用比率は、1月末現在で43.2%、これは品目比率であります。夏場以降は38～39%の前後で推移をしておるところであります。今後も引き続きまして、広島北部農業協同組合、産業振興部と定期的に地場農産物供給検討会を開催し、連携を密にしながら、より一層、地場農産物の使用拡大の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、給食センターといたしましても、一年間の実績を踏まえながら、旬の時期に旬の野菜を使用した献立の作成や、地域食や行事食等を積極的に導入をいたしまして、地産地消の推進と食文化の継承を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、先ほど質問がございましたけれども、安芸高田市には高田教育推進会という自主的な先生方の研究する部会がありまして、そこが給食センターと連携をしながら進めておる学校給食部会というのがあるんです。その学校給食部会が取り組んで、1年間のまとめであります、こういうものをつくっておるわけですが、どの時期にどういう野菜があつて、例えば、給食センターで出された献立につきまして地産地消で言いましたら、地域の産物を利用してやったのがこの山菜御飯であるとか、いろんなものがあるわけですが、例えて言いますと、鶏肉の照り焼きというような状況だったら安芸高田市産の鶏肉を使っておるとか、いろいろ整理をいたしまして、子どもたちにも先生方にもわかるような取り組みをして、できるだけ地域に愛着を持ち、地域の物をいただいておることについての感謝の念を持たせるように、このように進めておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろな他の機関においても、この食育について努力されておることがよくわかりました。

広島県ではちょっと少ないんですけれど、食育推進会議というものを設置して条例化して取り組んでおられる地域もあります。それから食育推進計画というものを策定して、安定した食育教育推進に寄与していくという地域もあるようです。安芸高田市においては今後そのようなこと

を考えられるかどうか、これは規制法がありませんので、それは教育委員会としての考え一つにかかわってくるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 安芸高田市の食育推進ということでございますが、これはまだ完成をしておりませんけれども、素案としては教育委員会が主管ではありませんけれども、市長部局と連携をしながら安芸高田市食育推進計画素案というのをつくってございまして、それを完成させる中でより充実したものにしていこうという状況でございます。我々も先ほど話がありましたように、学校だけで食育ということをやってもなかなか成果が出ないと。家庭とも連携し、市をあげていろんな面での協力体制を進めながら、食育の推進を図っていくということをしていきたいと思っておりますので、教育委員会としてもこういう会には積極的に出席いたしまして、教育の観点から話をさせてもらいたいとこのように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今、教育長さんは食育について相当積極的な取り組みをされていると思いますが、これはまあ教育長さんも、また職員も、給食センターの職員も替わってくるわけですね。そのときにある程度安芸高田市の学校給食の基本的な考え方というものをしっかりしたものをつくっておけば、どなたに替わってもそれを基本に大事な食育教育ができるということになると思っておりますので、その点についてもぜひとも積極的な取り組みを期待したいと思います。以上で、今の学校給食については終わりました、次の質問に移ります。

次に、自治基本条例について。言い換えれば、まちづくりの基本的な条例ということについて市長にお伺いいたします。これは教育委員会の教育長さんのほうにも大きくかかわる問題ではありますが、市長にお伺いしたいと思います。

まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などもかわりながら、市民主体のまちづくりを協働で進めていくための基本的なルールを定める取り組みが今必要ではないかというふうに考えます。安芸高田市だけの基本的なルールによって、法体系の整理というものをつくったらどうかというふうに思っています。

この質問をいつの時期にしたらいいかなというふうに今までずっと考えておったわけですが、実はことしの1月に広島の友達から、安芸高田市は私のふるさとです、自信を持って近ごろ言うことができるようになったという電話がありました。新聞でもいろいろなことが、神楽の公演にしてもいろんな安芸高田市の情報が広島でも出ている、新聞紙上に載っている、テレビも出ている状況の中で、私も直接安芸高田市に住んでおりますので、私がやったわけじゃありませんけれども、そういった

総合評価がされたようで大変うれしく感じました。そのことを市民の皆さんに話をしましたところ、やっぱり安芸高田市、何か私たちもかかわってやりたいという方も何人かいらっしゃるわけですね。そのときに一ついい話があったんですけど、東日本大震災が起きて3月11日以降、安芸高田市は学校丸ごと集団疎開といいますか、そういう受け入れ態勢をつくると市長が発案されて議会も議決しました。そのことが、そういう災害が起きたときに、何かお手伝いをしたい、寄附行為はできるけどほかには何かないだろうかということ考えたときに、どうしたらいいかわからない。しかし、市長の発案のもとに議会も議決しましたが、安芸高田市はそういった学校の教育関係についてもできることはやろうということで議決されたわけですが、そのことについては議決した以上は市民としての一つの受け入れる責務が出てくると、こういうことでよそへ行っても安芸高田市はこういう状況ですということが言えるということでもうれしかったという話も聞きました。そういうふうに市民の皆さんが何か安芸高田市の発展のために、まちづくりのために、何かかかわりたいという人が案外いらっしゃるんだなというふうに思ったわけですね。そうしたときに私は、これは今ちょうどこの4月に市長も代わられる時期でもあるし、いい時期かなと思ひまして、あえてこの時期に自治基本条例ということについて質問させていただくことにしました。これはどういうことかと言いますと、憲法があって、そして地方自治法があります。地方自治法も2000年に改正をされまして、機関委任事務が廃止されました。それまでは国の委任事務をしておるのが約7割でした。ですから、安芸高田市本来の自治というのは3割。3割自治というものが今までずっと言われてきておったわけですね。それが廃止されましたから、ほとんど9割以上が安芸高田市独自でこれは全国的な問題ですが、独自で自治を進め推進していくということになるわけですね。そうしたときに、結局自己決定、自己責任という言葉も言われております。そういうことを考えたときには、これからは国の下請機関ではなくて、安芸高田市は独自のまちづくりを積極的に進めていくという時代になってきたわけですね。それも今回私が質問する時期に重なってくるわけですが、そういうふうにそのことは既に市長さんは選挙を立候補されるまでに安芸高田市くまなく歩かれて市民の声を吸収して、行政のほうに反映しておられるということで、ほとんどすべて住民自治というのが基本的にできているというふうにも思ひます。ですから、そういうものをきちっと公式的に体系としてまとめるということがまた大事なのではないかと、そういう時期が今来ているのではないかと、そういうふうに思ひました。その点について市長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えいたします。まちづくり基本条例についてのお尋ねでございます。

まちづくり基本条例は「まちづくりの基本理念」を明文化し、自治体の基本的な方向性、基本ルールを定めた条例であります。まちづくりにかかわる住民参加の機運の高まりや、地方主権一括法の制定など地方主権型社会への進展の中で、こうした条例を制定する自治体もふえてまいっておることは事実でございます。制定されています各自治体の条例をみますと、内容や表現はさまざまですが、基本的には住民の参加・協働のまちづくりの基本原則、情報公開と共有、まちづくりを担う住民や行政の役割と責務などについて定められております。

市としましては、住民と行政の協働によるまちづくりを推進しており、「人 輝く・安芸高田」の実現のため、若者から高齢者までだれもがかかわるまちづくりのあり方、自助・共助・公助の精神を踏まえた住民・行政の役割と責務、協働のまちづくりを支える施策や制度の体系など、住民自治の拡充について今研究を進めておるところであります。当面は、広報誌やホームページなどを活用した、積極的な情報発信による情報の公開と共有、まちづくり委員会、審議会など住民参加の場の充実、テーマ別懇談会や自治懇談会の開催などにより市民の皆様の御意見を反映していきたいと思っております。

条例の制定につきましては、今後の課題として受けとめていきたいんですけど、議員御指摘のように、早い時期に定めていきたいと思っておりますけど、今、安芸高田市が考えていることと、国と県との相違が少しありますし、今つくったとしても国とか県のまねをしてつくるようなことになるので、もう少し勉強もしていきたいと思っております。職員も私も一緒になって独自のまちづくりについての啓発もした後につくっていかないと宙に浮いた計画になると思います。大切なことなことのなので、慎重にこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この基本条例は、つくらないといけないというものではないんですよ。安芸高田市は既にもう私は文章はできてないけど、大部分ができておるように思うんです。ただそのことが市民にしっかりわからないんですよ。それと合わせて、先ほども言いましたが、市民も何かかかわってやりたいという人がいらっしゃる。それは何を見てするかっていうと、やっぱりこういったまちづくりの基本的な考え方といいますか、市民の権利と責務ですね。我々は市民として何をしたらいいかということがある程度目標、地方公共団体の一つの憲法みたいなものだと思います。私は憲法以外、法律、条例というのは規制法だということで余り好きではないですけど、これ自治体の憲法というふうに位置づければこれは強制的なものでもないし、主体的に市民がどうしようかということに基づく条例ですから、そんなに難しいことではないと思っております。そういうことを考えたときに、先ほど市長も早くはできないというふうなこともあり

ましたが、私はむしろ早くつくらない方がいいと思うんです。というのは、変な話なんですけど、やっぱりこれは行政主導でつくるものではありませんで、やっぱり市民の自治に対する成熟度がこのことに影響してきますので、つくった、どこいった、何やらわからんじゃなくて、これ市民がつくると。市民がつくるのを行政が手助けをするというプランにして、取り組み必要だと思います。ですから、市長の任期が4年ですけど、4年の中に確実につくっていくという方向が見い出せればそれでいいと思いますし、今市長が市民総ヘルパー構想ということで市民に訴えられました。これも3年ぐらいかかっているというふうに思います。私はそれでよかったと思うんです。ぱっとつくって何のことやらわからんというのではなくて、市民の皆さんが少しずつもやいの精神だというのがわかったときにつくられるというのが一番これが身につく条例、構想ということになりますので、そういう点についてもつくり方もこれから、もしつくるということになれば、そういう手法も考えながらやっていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。まず、私も含めて職員からお互いの仕事を理解しながら、家族とかそういう身近なところの理解と、それから市民の方々の啓発と、これは大事なことなので、このことをしっかり徹底してやっていきたいと。ことし1月の職員訓示を、お互いの2階とか3階とか1階とかありますけど、やってる税務課とか企画とか建設課ありますけど、お互いの仕事の中身をお互いに理解するようにしようじゃないかというのが訓示でありました。原点はそこだと思います。それをやりながら市民の方々にわかりやすく工夫していくというのは簡単なようで難しいことなので、表現の仕方とか行政用語をできるだけ少なくするとかこういう工夫をしながら、こういうことをすると、自然と住民の参画の姿も見えてくると思います。こういうことを簡単なことのようにですけど、取り組んでみたいと。その延長へこの条例制定があると思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。まず、我々みずからがお互いに理解するということをしていきたいと思います。私の啓発も含めて言ってるわけです。職員と一緒に、まず職員が一体となって市民の方に啓発できる体制づくりをしていきたいとかように思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 繰り返しますが、市民の方々がまちづくりに何か参画したい、こういう気持ちのある方が多いと。実体にあってはぜひ市長さんのこれからの取り組みに期待したいと思います。繰り返しますが、パッチワーク方式は絶対しないということが基本だと思います。安芸高田市しかない基本的なルールというものを考えていくべきだと思います。以上をもちまし



て、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属、山根温子でございます。  
通告に基づきまして、未来創造計画について、大枠2点についてお尋ねいたします。

まず、初めにひろしま安芸高田神楽の第一回東京公演の御成功おめでとうございます。この3月の広報誌にしっかりとその内容、状況についても触れていらっしゃいました。神楽団の皆様、またこの公演にかかわった職員の熱い思いを感じるものでございます。

施政方針においても、安芸高田市が誇る財産と位置づけられた神楽と毛利元就の歴史遺産、これらを活用し、観光振興、地域振興施策に取り組むことで交流人口をふやし、地域経済を活性化させ、基幹産業である農業の振興を図り、最終的には雇用の確保や定住人口の増加を目指す未来創造事業を部局を超えて推進しますと述べられました。未来創造計画、平成22年の夏に、私は初めてこの計画年を知りました。その後、神楽団の方々が会議されているのを知り、段々に観光振興に向けた取り組みということがわかってまいりました。平成23年2月、安芸高田市未来創造計画の検討経過の説明が議会でもあり、その動きについて理解をいたしたところでございます。これについては、広島県の支援事業を受けているということで、広島県のほうを見ますと、過疎対策、特に農林水産業の構造改革に向けた取り組みを基本に、未来に向けて持続可能な地域を創造する市町を支援し、魅力ある豊かな地域づくりを推進するため、県内9つの全域が過疎の市町を対象とした過疎地域の未来創造支援事業を県は平成22年4月に始め、安芸高田市未来創造計画もこの支援事業を受けているとのことでした。

支援内容には計画策定支援と交付金による支援があります。計画策定支援は5年から10年後の将来目標を設定し、目標達成に向けた取り組み方針などを盛り込む未来創造計画の策定に要する経費を半額補助し、さらに計画内容の完成度を高めるための支援があります。また次には、交付金による支援があります。実施効果が高いと認められた計画のうち、市町の実施する重点的な取り組みを対象として、計画の立ち上がり段階において2年間全額交付金を受けることができます。県内9つの市町、平成23年度計画が採択された庄原市と世羅町は既に取り組みが実施されて

おり、順調に進んでいるとのこと。

平成24年度計画が採択されたのは、三次市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町、そして安芸高田市です。この本計画策定に至るまでの経緯について、お尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。

安芸高田市の未来創造計画策定の経緯でございますが、これは、広島県の「過疎地域の未来創造支援事業」に端を発し、取り組みを進めてきたものでございます。市と地域住民が一体となって、市の魅力ある地域資源を発掘・活用し、産業振興を中心とした地域活性化に取り組むいわゆる「未来創造計画」を作成するために、昨年度、神楽関係者、商工会、広島北部農協、学識経験者で構成する「安芸高田市未来創造計画策定委員会」を設置し、報告書を取りまとめていただいたところであります。その報告書をもとに、内容の調整を行い、市の人口減少に歯どめをかけることを主たる目的とした、「安芸高田市未来創造計画」を策定し、事業を推進してきたところでございます。

議員御指摘のように、平成23年度は、安芸高田市独自の事業として予算を組んで実施をしたところでございますが、このたび県の事業として24年度から採択をされました。他の市町と違いまして、我が町はもう23年度から既に実施をしておりましたので、これをうまく補完して、成果が出るようにつなげていきたいと、かように思っております。県の交付金を受け事業推進をこれからもしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 経緯について御回答いただきました。本市は23年度から先行して実施して、その基をつくってきたということでございます。

本市の現状における課題を、この県の採択を受けるときに、概要として出されておりました。その中に現状における本市の課題として、未来創造計画では人口減少、少子高齢化の進展、就労場所が少ない、観光消費額の低迷などと挙げられております。これは、この県の事業を受けるにあたって、他市、町と共通するものでございますけれども、これらの課題への対応における本市の独自性がどのようなところなのか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 未来創造計画に対する本市の独自性ということでございます。神楽と毛利関係の歴史や史跡を、「安芸高田市が誇る財産」として位置づけ、これらの地域資源を活用した観光客の増加を図ることにしております。とりわけ、安芸高田市の神楽団の御理解と御協力により、市内すべての

神楽団22団体に結束してもらいました。これは非常に大きな特徴でございます。今までは、高宮の神楽とか、美土里の神楽、吉田の神楽団と、個々でございましたけど、今回それを初めて一緒になってもらいました。そういうことによって、湯治村での定期公演が実現されたということがございます。今まで神楽といたら、秋祭りにやっとなるよとか、大会があるけえ来てみいとかそういうことだったんですけど、今後150日間も約束をしていただきました。神楽の方に。ということは、観光的なものを扱う人、観光業者とかホテルの方々が、それじゃこれはふつうの観光事業も取り組めるじゃないかという御意見をいただいたりして、これが東京公演のきっかけでありました。東京の観光とかホテルの方々は神楽を知らないとおっしゃるんです。それならちゃんと見せてあげようというのが、このたびの東京公演のきっかけでございます。このことをやっばり今までなかった、私は革命だと思っております。定期的にやるといったことは。今まで、いつやるかわからんということ、こういうことによって皆さんがこっちへ興味を持ってくれたということは確かだと思いません。こういうことを考えながら、これからも未来創造計画につなげていきたいと思っているわけでございます。

あわせて観光消費額を増加させるために、農産物や特産品、神楽面などの特産品開発とか、観光振興、農業振興に特化した取り組みを考えていきたいと。もちろんJ Aとか地域振興事業団等の関係団体と連携しながらこのことをしっかりやっていきたいと思っております。

今、安芸高田市にいろんなお宝がございますけど、まずは神楽というものを表面に出して、まず皆さん方に安芸高田市に注目を置いてもらって、それをパラメーターとして安芸高田市にはそのほかにもいろんな湯の森がありますよとか、カタクリがありますよとか、そういうものを広めていきたいと思っておりますので、一応表にはこれを出すほうが、やっばり全国的にも注目してもらえらるいいパラメーターじゃないかと思っております。

今後とも、このせっかくのブームを利用しながら観光振興とか農産品目の販路拡大に努めていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 まずは神楽。神楽団22団体の方が結束されたことで革命だとも言われました。本当に私もこの神楽団の方々22団体が結束されて、協議会を持たれて、そして湯治村での定期公演150日間という、本当に御協力をいただいていると思っております。御自分たちの仕事がある中、家族がある中、また金、土、日曜日と定期公演は大変なことだと思いますけれども、まずは神楽を起点に未来創造に向けて動き出されているところだと思います。

次にまいります。3番目に入りますけれども、平成23年5月に策定され

た安芸高田市の仕事目標というものがございます。これはインターネットに載っているんですけども、安芸高田市の仕事目標として5月に策定され、各部局がすべて実施する事務事業の中から、本年度安芸高田市が取り組む主要な26の事務事業について設定された目標などをより明確に、本当にわかりやすく示されております。6月にホームページに公表されており、私も出させていただきました。ちょっとページ数は多いですけども、19ページものになっております。これを見せていただきまして、ここに未来創造計画の実施計画を平成23年9月までに策定しますとあります。また既にこういった仕事目標の上半期の進捗状況もホームページに出されております。ここでは、未来創造計画事業については関係団体及び市内関係部局により実施体制を構築し、諸活動に取り組みますとございます。現在議会では、ことし1月20日の全員協議会において、県で皆様、各市町の長が集まられて県知事との未来創造事業を受けるにあたっての公開のメディアで公表されたところがございますけれども、その17日の公表があつて、1月20日全員協議会において安芸高田市未来創造計画の概要をいただきました。これは県のホームページに、もう9市町すべてが掲載されております。実施計画について上半期の進捗状況の中でも、また6月にホームページに掲載されたときに9月までに実施計画を策定しますとあります。私がどこを探しても実施計画についてホームページにあがっておりませんし、議会でも報告を受けておりませんけれども、現在この概要だけで報告を受けているという状況でございます。この実施計画についてはどうなっていますでしょうか。お伺い申し上げます。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。  
実施計画として、神楽と毛利元就関係の歴史や史跡を活用し観光客をふやすための条件整備や、観光消費額を増加させるための、農産物や神楽面などの特産品開発・販売等、個別事業ごとに一定のスケジュール、予算等を整理したものを策定したところでございます。

なお、本市においては、冒頭申し上げましたとおり、県の採択を待たずして、既に23年度から事業を推進しているところでございます。詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。  
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 山根議員の実施計画についての御質問にお答えしたいと思います。議員御指摘のように、概要版というものが県のホームページに載っております。その概要版をつくるにあたって、実態としての実施計画を関係部局、関係機関等と連携してつくらせていただいたものが実施計画としてつくらせていただきました。そういったものの概要版が今回採択されて、

県の支援をいただくということになっておるといふふうに御理解いただきたいと思います。このことにつきましては、具体的な事業計画及びスケジュール、概略の予算、そういったものを踏まえた計画書をつくらせていただいたのが現実でございます。以上で答弁を終わります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 この未来創造計画の概要版、これには将来像、事業の内容についても書いてありますから、わかりやすくまとめたものがこの概要版であって、イコール実施計画の概要版であるということになるかと思えます。この中に目標数値としても平成24年から28年に向かって、観光客数約20万人増、観光消費額4.8億円増、人口減の抑制効果が402人という推計をされております。しっかりとした計画のもとに事業の推進があると思えます。市民の皆さんが見られる状況に、ホームページにいろいろ情報を載せられておりますけれども、議会のほうにもしっかりとこういう概要が載るまでの経過等、推計の経過等、そういうものについても報告をしていただきたいと思えます。それでは、大枠1点目はこれで終わります。

2点目に移らせていただきます。この概要版の中で、現状に対する課題、その課題への対応として挙げられた農業の再構築、観光消費額の増加、定住促進策の充実という3つの取り組みについてお伺いいたします。

まず1点目、広島県もこの未来創造計画で基本として考えているのは産業の再構築。ちゃんとした基盤を持って再構築をしてほしいという思いで、未来創造計画を事業としてされているわけですがけれども、本市の農業の再構築に向けては、市における農業の将来像をどのように描かれているのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。農業の将来像についての御質問でございます。

本市の農業における現状は、1経営体当たりの経営耕作地面積が小さく、高齢化が進んでおり、集落機能の維持や振興のためにも、農地の集積や、担い手の育成等を含め、雇用の場としての農業を再構築する必要があると認識しております。そのためには、経営力の高い担い手の育成と新たな担い手の確保が必要であると考えております。

まず、経営力の高い担い手の育成として、農地の集積を促進するため、集落の法人化や認定農業者等を中心とした産地形成を進めるとともに、経営管理やマーケティングにも力を入れ、競争力を高める必要があると考えております。

次に、新たな担い手の確保につきましては、農業後継者育成支援制度や広島北部農協との連携により、各事業を円滑で効果的に進めるとともに、就農後の支援体制を構築してまいりたいと考えております。最終的には、信頼できる農産物の産地を形成し、経営基盤を確立させるととも

に、雇用の創出を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 農業の後継者の支援制度については、以前よりJAとの協力の中、農業後継者育成基金として、市としては施策を展開されてきております。これに準ずるように国の施策が来年度に向けて青年就農給付金として始まっていくように聞いておりますけれども、さらに農業の将来像については所得面からの、しっかりと所得の向上を目指す取り組みについてお伺いしたいと思います。これについては、平成23年12月11日に開催されましたテーマ別懇談会において、安芸高田市未来創造事業の取り組みとして、生産者の所得向上による若者の流出の抑制、定住者の獲得をねらいとして挙げられておりました。改めてこの生産者の所得向上を目指す取り組みについてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の農業は、水稻の比率が非常に高くなっております。生産者の所得向上の面からは、野菜を導入した産地の形成へ移行する必要があると考えます。また、安芸高田ブランド構築による付加価値の向上や販路を確保することが所得の向上につながると考えております。

まず、安芸高田ブランド構築としては、既存ブランドの強化のもとに、特別栽培農産物の拡大を図るなど、戦略的な展開が必要であると考えておるところであります。

また、販路の確保としては、地産地消の推進や、消費者と結びついた販売流通を具体化する必要があると考えております。特に地産地消につきましては、平成22年度に「安芸高田市地産地消行動計画」を策定し、それをもとに、現在取り組みを進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 2月の広報誌においてもブランド開発、販路拡大というところが挙がっておりました。現在、国はTPPに向けて進んでおります。農業にとって大変厳しい環境が続いておりますけれども、地域における耕畜連携で循環型の農業を目指す取り組みも始められています。

昨日の補正予算において、農事組合法人と和牛農家との間で稲わらと堆肥の交換という耕畜連携を既に試験的なものであるかと思っておりますけれども実施されて、本年度実績や面積の拡充の方向性についての説明がございました。畜産農家、特に酪農業では飼料として輸入乾草、これは干し草ですね。や、穀類のトウモロコシなどが入った配合飼料を多く使います。この飼料価格は南半球、オーストラリアなどの天候による変動も

大きく、また飼料作物がバイオエネルギーとして利用されるなど、近年大変先行きが不透明で、所得の維持が次第に困難となってきました。飼料を地元で確保する循環型の農業に向かって進むことができる環境があれば所得の安定化がなされ、農業の後継ぎも出てきやすいのではないかと考えます。今ある農業をいかにつないでいくか、法人化や後継者の育成とあわせて農業に係る経費をいかにおさえて所得の安定化を図るかというところが持続可能な農業へのかぎとなると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市におきまして、非常に農業というのは主要な産業でございますので、農業所得の向上については積極的に考えていきたいと思っております。

議員御指摘のように、わらの活用については今予算化したところがございますけど、体系的にはまだ政府のほうでTPPの後の政策と展開はちょっと見えてきてません。それらがしっかりしてきた中で、安芸高田市独自のことを考えていきたいと思っております。我々がTPPに今反対しても、日本の政策の中で工業に対するウエートが95%と非常に高いわけですから、関税を撤廃して工業製品を売ったほうが日本としては非常に有利だということはわかるんですけど、そうかといって農業を捨ててもらっちゃ困るとというのが私の私見でございます。このことをしっかり確かめながら、安芸高田市の方向性を定めていきたい。今ですね、国とか県の状況が余りはっきりわからんときに、いけないんで、できることをやっていくと。それからこれ未来創造計画と書いてあるんですけど、このたびの神楽にしてもやっぱり東京とかの販路拡大をしっかりしていきたいと思っております。このたびの神楽の成果としても、いわゆる東京における「ふるさと応援の会」がちゃんと動いてくれたということが大きな成果だと思っております。神楽を媒介にして、例えば、向原の高校の同窓生とか、吉田高校の同窓生が初めて話をしていますよ。合併して全然ばらばらだったのが、このたびの神楽を契機に結束してくれておると。こういう会を利用しながら、いわゆる「あきろまん」を年間を通じて食してもらおうとか、そういう展開もこれから進んでいくと思います。こういう身近なものからしっかりと片づけていきたいと思っております。大変、国、県の特効薬がない中なので、安芸高田市としてはそういうような今できることから着実に成果を上げていきたいとかように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 国、県の方向性がまだ定かでないというところはあると思いますが、地域の中でいかに持続可能で安定的な農業を続けられるようにするかというところでしっかりとこれから考えていただきたいと思っております。

次の3番目に入ります。観光消費額の増加に向けた情報発信や受け入れ体制についてはどのように進めていかれるのでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

観光消費額を増加させるためには、観光客への情報発信や受け入れ体制の整備が必要不可欠と考えております。しかしながら、現在は、市全域の情報発信は、主に市が実施しており、休日等における問い合わせについては、各施設等で個別に行っている状況でございます。それを申しますのも、本市には、全域を網羅する観光協会等の団体は存在せず、向原町と美土里町にしか観光協会が無いためでございます。それゆえ、情報発信や受け入れ体制が、観光を振興している他の自治体に比べ弱いと言わざるを得ない状況となっております。そこで、現在、市全域を網羅する観光協会を設立すべく、準備を進めているところでございます。この観光協会ができた暁には、観光協会を核として、観光資源の連携や特産品の紹介等、情報発信・受け入れ体制を整備してまいりたいと考えております。このことにより、安芸高田市での周遊性が高まり、観光消費額も増加するものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長は観光協会の設立が核となるというふうに言われたと思います。観光協会の設立については、市はこの安芸高田市観光振興計画を広大の先生に頼んでつくっていただきました。これ平成21年3月に発行されております。この計画の中でもしっかりとされており、市の観光協会と組織の設立はとても重要です。これ、私委員会でも言わせていただいております。なぜ、まだできないのかと。向原町、美土里町、先にできているところがあるからその調整が難しいところがあるとは思いますが、せつかくこれ100万円ぐらいかかったと思いますけれども、この計画で挙げられている課題、大きな要点です。これを克服すればもっとよくなるというところが見えているのに、いまだにまだできていない。本年24年です。3年たっております。この中でさらに私見直しまして、本当にいいことをまとめられていると思ったんですけど、マップの整備と配布、観光ルートやトイレ、バリアフリーマップをつくること。そして配布すること。そして飲食、宿泊リストの作成、さらにはこの中で交通軸を生かした地域連携、もう一つ挙げられていて私がこれと思ったのは観光プロデュースチームの結成と育成ということが書いてございます。観光協会の設立も大事ですが、観光プロデュースチームという地域の中でのそういうものが必要ではないかというところが挙げられております。

現在、どのようなものが市のホームページに上がっているか、私、昨



夜調べてみました。観光マップはありました。ここに郡山城がある、神楽門前がある、湯の森がある、そういうものはありました。そして町へのアクセス表もホームページには掲載されておりました。それも市内の駅、バス停までです。向原、吉田口、甲田、甲立駅、バス停は吉田町のバスセンターと高速バスのバス停。そこから観光地、自分が行きたい郡山城、どうやって行くのか、そのルートマップは載っておりません。町には入っても行きたい観光箇所まではたどり着けない、どうするか。タクシーの電話番号があればそこに電話する。観光協会はないですから、市が土日は休みですけど、平日であれば市の役所に電話する。そういう方法しかないのかなと思いました。公共交通機関の本数も書いてごさいません。今は携帯が発達しておりますから、若い方なら携帯になれている方は何とかバス会社の時刻表のところまでたどり着いて見れるかもしれません。私、先日、吉田口駅に行って確認してまいりましたが、吉田口駅はほとんど終日無人です。周囲に店舗も本当に少ないです。移動手段はタクシー会社が広告をA4版ぐらいで1枚置いてありました。じゃ、バスはどうかなと思って見ましたら、駅の外に2、3時間に1本の新公共交通の時間が載っておりました。本当に吉田という名前でも電車をおりる人もあると思いますけれども、吉田口駅にはどうやったらいいのか聞く人もいらっしゃらなくて、本当に安芸高田市市外から、東京とかそういうところから来たら迷うだろうなど、心細い思いだろうなどと思いました。そんな中、先日、市民の方と話す機会がありまして、特に吉田口駅付近の方とお話をしました。天気の良いときは畑仕事をされるそうで、その畑仕事をされるときに吉田口駅でおりにこられた観光客。大きなデイバックを背負って、これは郡山城に行つてんだなと思う方がうろうろされているのを見るに見かねて声をかける。そうすると、どうして行つたらいいんでしょうと言われて、もう仕方なく農仕事の服を家まで行って着がえて長靴だけ脱いで自分の自家用車を出して送り届ける。これ1回、2回じゃないそうです。こういう本当に地域の方のホスピタリティあふれる行動で旅人の方も救われている状況があるということをお聞かせいただきました。

変わって甲立駅周辺に行つてまいりますと、店舗も多く駅にも平日は時間も限られますけれども、人もおられタクシー会社もある。そういったことを見てお話ししたら、甲立駅を周辺とした観光主流ルートの開発を格安でやっちゃつたらいいんじゃないという声も聞かせていただいております。こういった玄関となる地域からアイデアを求めたり、そして地域周辺の方の協力をいただく、そういう声を聞くことは大変大事ではないかと思ひます。

市長はこの未来創造計画、市をあげてという言葉も出てきていると思ひますけれども、こういったことについてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、議員さん、この安芸高田市の課題を言われたわけですが、理想的にはちゃんと観光課がおられて、地元の交通機関がちゃんとそれで成り立っていくのが一番いいんですけども、安芸高田市ではそういう経営が成り立っていきません。そうかと言って、全部行政が面倒を見ると、今度費用対効果の面がございます。現実、私も数を見てますけど、数が少ないということの現況、多かったら受けるんですけど、ただおっしゃるようにせっかくのお客さんを何とかせないけんと思うんですけど、そこは工夫がちょっといると思います。地域のボランティアの方の活動をちゃんと促進していくのを多くやっていると思います。それから旅館にしても旅館がないじゃないかとかおっしゃるけど、これも民泊を使っていくというのも手かもわからん。いわゆるこのたびの観光にしても、例えば平清盛に宮島こられたと。帰り道にちょっと神楽に寄ってみたと。泊まるところがなかったら民泊をされたとか。時期によってはサツマイモ掘りを経験されたとか、こういう田舎特有のプランをこれから考えていかないと、うちらが何ぼ背伸びしても、今度は議員の皆さん、何でこんなに金を使ったのかと指摘して来られますよ、絶対に。理想と現実の違いなので、そこはしっかりとお互いに仕組みを考えていかないといけないと思っています。私もこういうせっかくのいい機会ですから、未来創造によってこっち側へ来られたということのお客さんをどうしたらいいかということのをこれからもしっかり考えていきたいと思っておりますけど、ちゃんとどっちにしても民間の方々が商売が成り立たない世界を行政にぶつけて来られるわけなので、それが予算化してもいいのかということとは慎重に決めていかないといけないと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

それから観光協会がおくれたというのは、いわゆる宮島とかは観光でメリットある方がたくさんおられるんです。例えば、土産物屋とかホテルとか。その人らが会費を出して観光協会をつくっておられます。この安芸高田市は、お金を出して観光協会に入ってくださいっていったら1人もいないです。向原にもできてますけど、向原の観光協会さんはどっちかっていったら振興会さんのようなまちの手伝いをしておられます。美土里の観光協会さんは、神楽門前の運営のための観光協会です。安芸高田市の観光協会をしていくためにはどうすればいいかというのはなかなか議論をしていかないと困ると思います。よその立場と違うので、その辺もしっかり検討しながらつくっていかないと。興行的なことが観光協会かもわからない。例えば、市の予算を使わんこうに広島で神楽講演をやっていこうじゃないかと、宣伝のためにと。こういうことを踏まえた奥の深い観光協会がございますので、いま一度、もう少し時間をもらいたいと思っております。

それから、もう一つはこの未来創造なんですけど、先ほど申したように、やっぱり地域が一丸となるのが大事だと思います。神楽で来られ

た、安芸高田市が悪いって言ってるんじゃないですよ。一番の欠点は、今回の、例えば東京公演を次に打つにしても、美土里や高宮の人はすぐ理解してもらえと思うんですけど、甲田町とか向原町とか八千代の人はちょっとトーンが違うんですよね。だからそこらのところをみんなの文化として安芸高田市の神楽として、例えば、サッカーでもそうです。安芸高田市のサッカーとして。ハンドボールもそうです。これやったら甲田のものしか集まらん、じゃなしに、安芸高田市のハンドボールとしてしっかり皆さんも認識してもらおう。我々も認識せないけど、こういう底辺がないと観光振興何もならないと思います。議員の皆さん方もそこらを十分に理解してもらって、こういうようなときも応援もしてもらいたいとかように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 理想と現実とは違う、時間をもらいたい。理解できないです。あれだけ1月15日に東京公演をして大きな花火を上げたわけですから。しっかりとこの受け入れ体制、観光協会、市長はいつもオリジナルなものを目指されていると思います。宮島とかそこら辺の観光協会と同じものをつくらないでいいんです。先生もここへ振興計画に挙げられております。先ほども申し上げました。観光プロデュースチーム、そういうものであればすぐにできるのではないのでしょうか。実際に地域の方、観光客をもてなすホスピタリティあふれる行動を見せていただいております。私がお話した中でも、甲立駅周辺でしたら受け入れられる。これ民間圧迫じゃありません。タクシー会社の方が駅に出たところにあるわけですから、そういう方々にも協力をいただいて、まずは駅やバス停、拠点整備をすること。私、吉田口駅の中へ入りました。観光マップは置いてありません。ルートマップは置いてありません、もちろんですけど。トイレはありますが、そういった飲食、宿泊施設のリストも置いてありません。何にも置いてない。タクシー会社のA4、1枚のものがあるだけで、外側には大きな地図みたいなものはありますけれども、それもどのように行けばいいかっていうことが書いてないです。そういうところをしっかりと花火を上げたなら個人でも来られるんです。広島でバスツアーを計画されておりますけれども、個人で来られるお一人お一人の観光を目的に来られた方々、安芸高田市に行ってみたいなという思いを持たれた方々に、また来たいなという思いを持って帰っていただく、それが観光を考えるのであれば第1位に出てくるものではないかと思っております。理想と現実とは違っているとってはねていては、安芸高田市の観光は伸びないのではないかと思っております。背伸びしてもというわけではなくて、今ある地域の方々の協力をしっかりとつないでいって、プランを考えていく、それが必要ではないのでしょうか。さらに市長にお伺いしてもよろしいのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　　ちょっと理解を賜っていないようですが、理想と現実は違うと言ったのは、バスの時刻表をつくるとか、ホテルをつくるとか、都会並みのことはちょっと考えないといけないと言っただけです。安芸高田市でできるバージョンを考えていきたいと思っています。今、花火を上げたと言っても、去年やったばかりなので、それを今検討も企画課へ指示してまず地域の方々が集まって、受け皿をどうしたらいいのかというのはこれから進めていきます。まだ2カ月前の話ですから、それをちゃんと100点になると言っても、合併してからもう8年になるんです。今までやっていなかったことをするわけですから、ちょっとこのことはすぐにはできない、急ぎますけど、それを職員に期待するのも、そういう認識を持ってできるだけ早い時期にやっていきたいと思っています。議員がおっしゃるように、地域の方々の、例えば、さっきの皆さん方がそういう移動とか宿泊についての協力を得られるようなことを答えとしてはさっき提案したつもりなんですけど。決して理想と現実は違うって、せんというのではなしに、そのまま広島市のまねをしてはだめですよということをちょっとお伝えしただけであって、勘違いせんようにしてもらいたいと思います。やります、やるんですけど、だって合併して今までほってきたことじゃないですか、何十年も。今やったんです。2カ月前にやってすぐにやれと言われましても、職員も困ります。ちゃんと課題を提起して頑張りますので、優しく見守ってほしいと思います。

○藤井議長　　以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員　　そうですね。ほんとにこの短期間の中で未来創造計画、また担当している企画振興部は葬斎場、向原のセンター、土師ダム、本当にたくさんものを限られた職員がされていると思います。この未来創造計画についても職員の方が神楽の衣装を着て、新幹線に乗って、国まで行かれたということも聞いております。本当に熱意を持って動かれている。大変それはわかっているところではございますけれども、やはり地元の対応ができる状況をつくらなければいけない。それには職員だけではなく、やっぱり市民の方、地域住民の方の協力を、しっかりと地域の方にもこの未来創造計画を理解していただいて動かなければ回らない計画であると考えております。職員だけで一生懸命にならなくてもいいです。しっかりと地域におろして行って、協力を仰いでください。地域の中で、観光振興には地域もそれによって活性化、力を得るわけですから、協力していただけるものと私は期待しております。そういう中で、市役所だけが必死にならないでしっかりと議会にも市民にもおろして行って、ともに実行できる計画としていただきたいと思います。

だいたい3番で時間を使ってしまいましたが、最後に定住促進策の充実についてお聞かせください。

○藤井議長　　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの、市だけがやっていくのではなしに市民総ぐるみで議会の方も含めてよろしく願いいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。安芸高田市も少子高齢化が進み、人口減少が進んでおります。この状況に歯どめをかけるためには、子育て世代の獲得が必要不可欠でございます。そのための取り組みの一つとして、今年度は、市営住宅跡地を活用した定住団地の造成を行っております。また、既に実施をしている結婚サポート、多文化共生、光ネットワーク整備事業、企業誘致も広義な意味で言えば、行政施策のほとんどが定住促進策であると考えております。また、来年度には、安芸高田市の定住支援策を取りまとめたパンフレットを作成し、さまざまな場面で活用し、定住促進を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、単体の事業だけで、定住が促進されるものではありません。各事業の連携を密にし、さらに、未来創造事業を展開する中で、安芸高田市の魅力を一層PRするとともに、雇用の創出を図り子育て世代の獲得に向けた事業展開を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 本日も中国新聞に載っておりました。定住促進策、しっかりと子育て世代の方々が安芸高田市に定住していただけるようになればと思います。

先ほど失礼いたしました。企画振興部は光ファイバーも持ってらっしゃるんですね。本当にたくさんの企画を動かされていると思います。

その定住促進策の充実に絡みまして、また先ほども申し上げました市民の方々とのお話の中で、未来創造計画、そして若い方々が安芸高田市に住んでいただくことについてはやはり愛着心を育てる。この地域に地元で愛着心を持って育て、出ていってもまた帰ってくるという、そういうような地域の魅力をしっかりと植えつけなければならないんじゃないって言うようなことも言われました。そのために、子どもたちに自分の住む地域の未来像を描いてもらってはどうかという御意見をいただいたんです。小、中学生、この地元で育てて学校に通いながら、そしておじいちゃんやおばあちゃんの話聞きながら、お父さん、お母さんがそこで仕事をしたりしている。また地域の自然とか地域の人々との触れ合い、そういう自然の中ではぐくまれながら育った子どもたちに、もし自分が大きくなってもこの安芸高田市に住みたいと思うのであれば、どんな地域であってほしいか、どんな安芸高田市であってほしいか、そういう夢、未来像を、夢が現実になるように、未来像を描いてもらったかどうかという御意見もいただいております。ほんとこれはいいなと私も感じました。しっかりと子どもたちや観光の玄関となる駅やバス停などの地域の方々を巻き込んで、市の未来像を描いていき、農業や産業方面からの10年後の姿についても意向調査などを行うなど、市民全員で市の未来を描く、絵筆を持ってキャンバスに向かえる環境をつくっ

ていただきたいと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く同感でございます。学校、子どもたちが描くということは教育長とも相談しながら実現に向かって努力していきたいと思っております。また市民の方々にも参画してもらおうということは大事なことであります。このたびの神楽公演でも、東京において故郷を意識された方がいっぱいいるんです。今まで何十年も息子から電話をかけてこないのがかけてきたとか、このようにこれが原点だと思います。故郷の意識があつてこそ、またふるさとへ帰ってみようかとか、ふるさとが気になると、そういう方々にはちゃんと情報を発信しながら、そういう機運が高まるように努力していきたいと思っております。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根議員に申し上げます。1分を切っておりますので、まとめてください。

○山根議員 これで私の質問を終わりたいと思っております。

○藤井議長 以上で山根温子さんの質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番、あきの会、今村でございます。先の通告に基づきまして、大枠1点でございますが、市長の御所信をお伺いしたいと思うわけでございます。

合併時、策定をしました新市建設計画を受けて、総合計画が今6年を経過している状況でございます。その中で、昨年度市長の施政方針の中で、総合計画の主要指標であった、平成26年度に3万5,000人の人口を目指すという形で示されておりました。しかし現実にはこのことが大きく乖離する状況に対して、総合計画の基本計画に対して23年度が後期計画の期間の初年度に当たると。そのため23年度中に正規な事業推進を図る観点から見直しを行ってまいりたいというふうに述べられております。そういった状況の変化がありますので、当初の主要指標を定めた段階でもそういうことは少子・高齢化に向かい、あるいは高齢者対策の徹底なことを含めた上での指標だったかと思っておりますが、そのことばかりに施策を展開したのでは現実的ではないというお考えはよくわかるわけでございます。そのことに今さら私もこだわろうとは思いませんが、原点とすれば、やはり市の方向性としてそういう大きな目標を立てたというのは、

今でのやはり生きるべきだろうと思うわけです。そしてその中で文字どおり、精緻な事業推進とはいかなる施策展開を図られ、政策として今後進められようとしているのか、これが今回の質問の趣旨でございます。まあ、精緻などは、言葉遊びになりますが、体系的に整理をし、非常に細かく注意を払い、構築するという意味だと私は受け取っておりますが、もとより総合計画に基づいた施策展開の中で現実に即応した課題解決を行いながら、市政運営が行われ、今後の市政経営につながるであろうというふうに解釈をいたしますが、市政の方向性に向けて、どういったような見直しを図られようとしているのか。大きく分けまして事業的にはハード事業及びソフトウェア、の事業についてそこらを区分した形で御所見をお伺いしたいというのが質問でございます。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの今村議員の御質問にお答えいたします。  
安芸高田市総合計画は、平成17年度から平成26年度までの長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示す基本計画から成り立っております。このうち、基本計画は平成21年度をもって前期の5年間が経過いたし、昨年3月に平成22年度から26年度までの残り5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定いたし、近年の社会情勢や市を取り巻く環境の変化に対応した、リーリングプランを含め策定したばかりでございます。当然、「後期基本計画実施基本計画」においても、安芸高田市財政健全化計画、行政改革推進実施計画と整合させ、毎年度、ローリングを実施しながら推進しているところでございます。

事業の執行と方向性についての御質問でございます。ハード事業については、現在継続している事業の早期完成をめざし、またソフト事業については、本市の持つ「強み」を有効的に生かした諸事業を総合的、また横断的に推進してまいることとしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。  
今村義照君。

○今村議員 　大枠的にはそういったこれまでのハード事業については継続事業の推進と。そしてソフトについては市の持つ優位な状況をそのまま伸ばすというのが基本だろうと思うわけです。そしてそのことをもっとさらに突き詰めていきたいと思うわけでございますが、そこら辺についての体系立ったお考えについては、どういうふうにお考えでございましょうか。

○藤井議長 　答弁を求めます。  
市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　先ほど議員さんからも申されましたように、総合計画の策定時、人口の将来予測が非常に違っています。その整合性を踏まえながら、昨年3月に後期の計画を策定しました。それプラス、私のマニフェスト、新交

通システムとか、例えば、市民総ヘルパー構想とか、そういうものを盛り込んで用意したのがリーディングプランでございます。今回これに沿って事業の展開を図っていきたいと思っております。個々の事業につきましては基本的にはこれ憲法でございますので、これに沿う形でやっていくということで御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 現実的にはリーディングプランに基づいた市政執行という形になるかと思えます。そしてやはり見直す背景に至ったにはそれなりの根拠なり、あるいは課題整理をする中でこれからの市政執行につながるんだろうと思えますが、現在、進められております、ちょうど本年度これまで私もたびたび取り上げてきましたが、行政評価システムの完成の年になるわけです。このことはこれまでのいろんな諸施策を政策的にまとめて、体系づけてこの評価を行ってきておるわけです。これに対する基本的な今後の市政施行として、この手法をどういったような形で進められようとしているのか。あるいは体系的に見て、ここの部分は変更を加える余地があるとか、あるいは追加する案件があるとか、そこらについてのお考えはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政の総合計画とか基本構想、基本的な枠組みはあるわけですが、それに沿った議員御指摘のような評価システムとか、その成果は十分発揮していきたいと。基本的にはローリング作業というのを毎年やっています。だからその策定した時と社会の状況が変わってきてますので、それで微調整をやっていくということで御理解を賜りたいと思えます。

それから今回の、例えば東日本大震災にもあった、エネルギー政策とか環境政策も変わってきますので、その辺のこともちゃんと加味しながらその辺のローリングの実施をしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。しっかり行政プランの評価も生かしていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 当然のことでございます。行政評価については、やはりまだまだ本当に活用といいますか、その中から見た方向性というのが、まだまだ現実的には足りないのではないかと思うわけでございます。なぜなら評価の仕方がシートのあり方にとっても、例えば、現状の分析であるとか、それに伴うコストの問題であるとか、あるいは目標、そういったようなことを定めてそのシートがつくられているわけでございますが、やはりそのことを検証することによって、指標施策の割り出しが可能になり、次への施策展開への道しるべになるだろうというふうに思うわけです。こ



れまでの課題の中で、私自身はいわゆる行政評価の仕組みを使うとすれば、PDCA、Plan Do Check Actionですね。そういったことによる指標でございますが、先ほどの新創造計画の遂行についてもPDの部分、いわゆるPlan Doの部分は非常に先行している事例が多いというふうに思うわけです。いきおいその中でCheck及び今後の対応Action、そこら辺についても考え方がやはりまだ整理されていないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。そのことについて市長はどういうふうにお考えなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は今の行政評価システムが新たな行政の手法であってそれが絶対的ではないと思っています。方向性は我々が、選挙しているものは市民の方々にこういう方向性というのをしっかり表示して、しっかり有無を決めてもらうということはやりますので、それを実施するための、有効的にしようと思ったらこういうような評価システムを導入するということであって、これがすべてとか生かすとかじゃなしに、参考にしながらシートを使っていききたいと。有効に事業を執行するためには、こういう手法がございますよと。強いてはこういうものについては、こういうところに気をつけたらちゃんと執行できますよとか、市民に対する啓発はこれにしましょうとか、こういうように使わせてもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。これをやったからこの施策の展開でこのとおりというんじゃないしに、今までやっている指標をこういうことを重複させながら事業の執行性、また有効性を深めていくと、いろいろと考えてますので、よろしく御理解をしてもらいたいと思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 当然そうございまして、行政評価の仕組みがすべてではないと思っているわけです。ただ言えることは、市民への説明責任ですね、これを果たす意味では行政とすればこういう課題を評価した中で出てきましたと。そのことはやはり説明する材料としては、私はすばらしい仕組みだと思ふわけです。そのことによって、今回そういう総合計画の見直しがなされたのは、当然そういうローリング作業の中から、あるいは現実にマッチした形での施策展開ということでございますが、あれもこれも今の現状ではできないというような課題もあろうかと思うわけです。そうするとその中で今言われているのが、選択と集中、このことに絞らざるを得んという課題もあろうかと思ふわけです。そのための一つの判断材料として、これを使うというのは非常に有効な手段であり、そういった課題を市民の前に示すことによって、政策が市民と共有できると思うわけでございます。そこら辺についてのお考えはいかがでしょうか。

- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 さっきからそれを否定しているわけではございません。やっぱり有効な手法として使っていきたいと思っております。大きな流れで、例えば、市民総ヘルパー構想にしても、こういうような、いわゆる共助とか、自助がいるということがありますが、こういう形の中にそういう政策の効果があるんだと、評価があるんだということを踏まえながら市民への啓発をしたほうが効果があると思っております。決して、政策評価をないがしろにするんじゃないし、有効に活用していきたいとかように思っています。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
今村義照君。
- 今村議員 今後、せっかくつくり上げてきたその仕組みでございまして、今後有効に生かすべく議会のほうも頑張らないといけませんし、そのことによって市民を巻き込んだ形での政策展開というのが重要な方策だろうというふうに思うわけでございます。  
ちなみに今回のその計画の見直しによって、財政運営から見た財政運営計画、そこら辺の見直しと、刻々とかわりゆく状況が激しい中で、年次的にそういった計画を示すことが必要だろうと思うわけでございますが、その点についてはこの見直しと財政運営計画についてのお考えをお聞きしたいと思います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 財政につきましては、健全財政に持っていくように努めています。ただ一時的に、大きな事業のプロジェクトとかを自粛することもございます。ただいま特例債とか、国が協力をしてくれるときに、例えば光とかをしておかないと、末代できませんということは議員の方々も市民の方々も理解してもらいたいと思っております。評価的な基準とすれば、今市長が言ってることこれは将来的に要るんだろうか、要らないのんだろうかということですね。絶対に要るんだったら有利な時に展開していきたい。一時的な財政の逸失があっても、安芸高田市の将来を見据えたしっかりとした方向だと思いますので、こういう方向でございまして。今のいろんな費用対効果でも効果があっても金がかかってできないものもありますけど、我々はこれは効果があるとして判断して一応提案しているわけでございます。議員の方々もそういうような観点から評価を一緒にして、方向性を定めていきたいとかように思いますので、御理解をしてください。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
今村義照君。
- 今村議員 日常の執行の中で昨年その見直しを図ると言われた中では、その大きな変更はないものだと実は思ってるわけでございます。それは現実には

23年度の予算執行と24年度の予算執行による事業の変化があるのだろうかという形でざっと見比べてみたわけです。その中で、余り大きくは変わってないんです、ほとんど。と言いますが、大きく変わったというのは、繰出金の大きな変化がございます。特別会計への。これは今最大の我が市の課題になっております国保の問題、それから介護保険、後期高齢者医療、それから農業集落排水、浄化槽、これらは社会情勢の変化による繰り出しのせざるを得ない状況にあるわけです。そして農業集落については、維持管理の関係で繰り出しをよけえ出さざるを得ない状況がございます。そして手法の違いから、例えば、公共下水から浄化槽への転換ということで浄化槽への繰り出しがふえると。これらは今後の執行上における大きな変化だというふうにとらえるわけです。一方、特別会計の中で減ってるのは、例えば、簡水であるとか公共下水であるとか、特環であるとかってというのは当然減ってくる。そういったような状況がございます。これはやはり施策の一つの方向転換であり、情勢をとらまえた形での執行の仕方であろうというふうに思うわけでございます。

そして節別に予算の集計を私なりにしてみました。23年度と24年度を比較して、いわゆる職員人件費、適正化の関係で努力しているわけですが、共済費とあわせれば、ほとんどプラマイゼロ。わずか1,000万円ぐらいの減額でしょうか、対前年度から比べますと。そのほか賃金であるとか、委託料であるとか、一般業務に関する委託料、これは間接的な人件費というふうに私は見ておりますが、それらのものについては、やはり増加している状況があるわけです。それらは市政を執行するに上で、人的にやっぱり頼らざるを得ない。あるいは民に任せるといような状況からそういったこともやむなしだろうというふうに思うわけです。今先ほど市長のほうでございました、公共関係の、今の間にやっていくべき関係ですね、ハード事業。これらのことは国、県の補助は減額されておるわけですが、単独事業としての増は24年度にはほとんど集中してますので、そこはもう多くふえていると。アバウトに言えば23年度と比較して24年度の5.1%アップにつながっているふうにとらまえておりますが、そういう状況でございます。

そして扶助費のことでございますが、今回そういう社会情勢の変化の中から、医療費であるとか、障がい者に対する補助については増への変化が見られます。そういったことと今約420、30億円の市債償還のこととでございますが、本来なら早目の償還なり有利な形での運営ということなら早急にやはり償還できる、減額できる努力をしなきゃいけないにもかかわらず、今回は予算立てとすれば1億6,000万円の減額の予算しか組めなかったという状況がございます。そこら辺についての状況の中で、今後の市政運営の中でどういうふうにとらまえておられるのか、そこら辺の御所見を伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市はやっぱり職員も努力しながら、合併して100人ほど人が減ってるんです。繰り上げ償還もよその町以上にやってるんです。ただいまはなかなかハードルが高くて、国も繰り上げ償還をしちゃいけないという状況なんです。それは御指摘のようにもっとやれやれと言われても非常に厳しい状況であることは理解してください。これは成果としてちゃんと受けてもらいたい。これが単年度に出るんじゃないで、いま去年と来年を比較するんじゃないで、ここ5年先、10年先に絶対評価は出てきます。職員がやってるわけですから。だから臨時職員と職員の人件費も差は出てくるのは当然です、これは。出てきます。これは将来を見据えた計画なので、その辺は議員さんにちょっと理解してもらわないと。単年度、去年と今年を比べて成果がないとかあるとかいう議論は、私も納得いかないところがあるんです。そういうようなことはしっかりと今踏まえてやっていますので、任せてもらいたいと思っています。

それからやっぱり職員も一生懸命やっています。今人減らしもやってるんですけど、この評価というのは将来的に出てくると。私が市民総ヘルパー構想と言ってますけど、この成果が出るのは5年先、10年先だと思っんです。今のままいくと、やっぱり福祉とか病院がパンクしてしまうということを市民も理解しつつあるので、これは来年から出るかといってもなかなかでません、これは。だからそうじゃないで、その長期的に安定な、財産的に種まきをしているわけであって、成果を問うのはもう少し待ってもらいたいと思っんです。端的な、去年とことしの金がふえたからという議論じゃなくて、先ほど申しましたように、ふえたのは将来を見据えた、例えば、向原の生涯センターにしても、これは向原の生涯学習でいるんだという位置づけでやってるんですから、これは絶対要るよう位置づけてまいらにゃいけん。それはやらのんならいいんですよ。将来的にやめたゆうなら皆さんに否決してからやめてもらやいと。光ファイバーもそうです。安芸高田市はまちで光ファイバーが要らんと言うてなら、否決してもらやいいし。ただ、我々はこれがないと企業誘致もできないですよ。若者定住もできませんよ。それからいわゆる情報格差と申しまして、広島県内80%以上もうやってるんですよ。こういうことを踏まえて皆さんに提案をしているわけですから、その辺のところはしっかりと御理解をしてもらいたいと思っます。先生がおっしゃるように、評価とかこういうシステムは使いながら、職員がしっかりと努力してやっています。繰り上げ償還もやってないわけじゃないです。結果として、ことしはハードルが高かったということです。国のほうも返したら運営が成り立たんようになるんですよ。うちは都合がよくても、国は利子がいいぶんを返したらそのシステム自体が崩れて来るのでなかなか離してくれません。うちとすれば全額でももう返したいくらい。相手がしてくれればですよ。我々も東京に行ったらそういう交渉ばかりやってるわけです。なかなか日本国政府もハードルが高いというのは理解してもらいたいと思っます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 いみじくも私も単年度で短期的な形でこのまちの市の運営ということを知りたいのではなくて、本来見直した結果、今後5年先、10年先の市のあり方はこうなんだということを示すため、それを引き出すために、私はこの質問をしておるわけです。そういう説明が、市長は十分にしたつもりでも市民にはなかなか理解できないのです。例えば、総ヘルパーにしろ、いまいみじくもおっしゃいました5年、10年先を見込んだ形でのその目標が市民にわからんことですから、じゃ我々はどういうふうに現実には動いたらいいんだと。共助と言われるのはわかる。自助も努力してせえというのはわかるんだけど、じゃ具体的にどういった目標を立てて、自分がそのことに携わればいいんだという、先の質問にもありましたが、市民は待ってるわけです。そういったことをやっぱり引き出す形での施策のあり方が必要なんじゃなかろうかというふうに思うわけです。そして確かに私がなぜ財政運営の年次的なことが必要なんではなかろうかということも単年度で見ればことはこうなんだけれども、その現状はやはり正しく認識するためには短期的にそれこそ態度に直すような形で市民説明をする必要があるんじゃないですかという意味なんです。そこら辺についてのお考えを、今後どういうふうに具体的にされるのか、お伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も市民総ヘルパーとか、そういう説明不足は反省をしております。それで先ほど午前中の一般質問がございましたけれども、まずは私から、まずは職員からということで事業を理解して啓発していこうじゃないかと。議員の皆さん方も地域に帰ったら、このことを賛成をしてもらわなくても結構ですから、こういうことを考えているんですという提案ぐらいはしてもらいたいと。職員に言ってるのは、家族に帰って女房にはちゃんと説明してくれと。残念ながら、こういうシステムを今まで安芸高田市でできていません。だからこれをちゃんとできるように構築していきたいと。我々が十分に理解した上で、市民の方々にわかってもらうようになっていきたいと。市民の方々も関心があって聞いておられる方はいいんですけど、広報も見ないと、一切何も関係ないと、有線も死亡の通知だけを見るんだという方もおられますので、非常に難しい状況。これは今まで安芸高田市6町がずっと取り組んだことなんです。これがなされていないということは何かあると。それを踏まえてでもしっかりと市民の方には啓発していきたいと思っています。私だけではできません。議会の皆さんの協力、職員の皆さんの協力、一緒になってこれやっていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 市民の方に理解してもらおうということでは、私はやっぱり具体的な、例えば、5年後あるいは10年後の目標を示し、そのことについて、その目標について共有するというのがやはり一番わかりやすいんだろうと思うわけです。大年的に手伝ってもらいたいと、例えば、今の介護にしろ、いろいろな問題にしろですね。言葉の上では言えるんですが、例えば、国保について言えば、現在かかっている医療費、約41万円かかっているのを何年後には例えば、30万円にするとかというような形で、そのためにはみんなが健康でいてもらわないといけないのだというような説得の仕方なら、我が身の問題として市民が非常に理解しやすいんですね。したがって、市長の政策である案件については、それぞれが具体的な形で目標を示しながら市民に理解を得るという手法についてはいかがお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私もただ市民の方々に、議員の皆さん方に協力してって言うんじゃないに、やっぱり手法を示してわかりやすいように説明していきたいと思っています。広報もちゃんとわかりやすく書いてあるんですよ。新構想はこうですよとか。そこまで書いてるのに周知できないというところに問題があるんです。我々も提案の仕方が下手かもわかりませんが、やっぱりこれは難しい問題があると思います。予算でもそうです。交付税がわからないという市民がいっぱいおったんです。だから、その辺のことはしっかりと周知しながらと思っています。だから手始めに、我々職員同士がしっかりとわかるような仕組みをつくっていききたいと申ししているわけです。非常に大きな課題なので、わかりやすく説明することにはこれからも心がけていきたいです。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 抽象的な形での論議を重ねても、大体市長のお考えになっていることはよく理解できましたので、市民ともどもそういった今度の市政施行に対して、ともに協働のまちづくりというのはやらないけないということは確認したいというふうに思います。

今回の総合計画の中で、やはり原点である「人輝く・安芸高田」と。この原点はやはりしっかり根に据えておきたいわけです。私はその人の生き方の問題でございまして、原点は明るく、それこそ元気で生きがいを持って、目標を持った生き方がそれぞれできる市民。これが人の生き方であり、人の輝きにつながるだろうということ申し上げて、質問を終わります。

○藤井議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。ちょっと歯の治療中でありまして、

発言のほうが不明瞭になるかと思いますが、通告の2点について質問を行います。極めて簡潔にいきたいと思います。

また最初の武道の必修化の件は現場が本市にあるとは言いましても、文部科学省の教育方針の流れによって推進されていくものでありまして、そこらも十分承知の上で、本市の教育現場の取り組み等を基本にした考え方について質問を行うものであります。2点目の質問は、同僚議員からも同様の質問が出ておりましたので、私は大まかに極めて限られた形になるかもわかりませんが、質問をしたいと思っております。

それでは、この通告におきましては柔道の必修化ということで柔道に限定した形になっておりますが、この必修化の方向が出てまいりました時点からこんにちまでの間、このことにつきましてはいろいろそのことよしあしの表情はありますが、その中で武道というのは、剣道とか柔道とか、または相撲とかいうようなことをとらえて言われているように受けとめております。ただ申し上げますように、この必修化の方向が打ち出されて以来、いろいろな調査もこれに関係して行われております。先般そういったことで私が注目をいたしましたのは、読売新聞の調査がございました。その中で公立の中学校のこれに対する調査では、種目は武道ということで申し上げましたような種目がありますが、その選択は学校と教育委員会がされるのだというふうにございましたし、調査では申し上げますように、公立の中学校で66%が柔道を選択されるという見込みがあるということでございます。また本市におかれましては、数年前から実際には中学校で柔道の授業を実施しておられます。というようなことから、いろいろ考えておりましたら、柔道の必修化についてという通告になっております。

そこで改めまして、教育長にお伺いをするわけでありましたが、新年度より中学校で柔道が必修化されると。柔道は他の競技よりも事故の発生が多くて、死亡事故が高いと言われてきておるわけです。ただ必修化に向けて、水を差すようなことを言うては好ましくないかもわかりませんが、これを全部ひっくるめて、必修化に向けた対策をお伺いするというところで通告をいたしております。申し上げますように、この事故の発生が高いということにつきましては、これも新聞情報であります。過去28年間で中学校、高等学校における指導の現場において死亡事故は、死亡者が114人出ていると。それから同様に事故も多いわけですが、重症の障がい者になった生徒の方が非常に多いということも調査の結果、情報が出ているところでございます。

そういうことで、お尋ねをしたいと思うわけでございますが、必修化に向けた本市の教育委員会としての対策をお尋ねするところでございます。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　ただいまの亀岡議員の御質問にお答えいたします。

安芸高田市におきましては、新しい学習指導要領が完全実施される平成24年度、来年度を見据えまして、武道の必修化につきましては、柔道ができる環境を整備し、今年度既に、すべての中学校で柔道の実施をしているところでございます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの課外活動における学校災害事故防止に関する調査研究で、競技別の事故件数が公表されました。その中で中学校では、柔道が占める事故割合は18.0%と、多くの競技の中で高い割合となっております。柔道では、「投げられて受け身がうまくとれない」、「バランスを崩して落下する」、「耐えようとしてひねる」などで、骨折や捻挫を起こすことが多く、頭部や頸部のけがは、命にかかわるような重大な事故につながる可能性もございますので、徹底した事故防止に努めることが必要であるにとらまえておるところでございます。そのため、市の教育委員会といたしましては、教科の中で武道が必修化をされるに当たり、とりわけ柔道を選択するに当たりましては、保健体育科教師を全員、県教育委員会が主催する指導者研修会に参加させると同時に、安芸高田市中学校保健体育部会、これは学校の教職員の主体的な研修の安芸高田教育推進会の中で組織されておる中学校保健体育部会というものがございしますが、その中で、平成21年度から今年度までの3年間、年2回の実技研修会を行うなど、実践的な場で指導力の向上に取り組んでまいりました。

また、こういった事故やけがは、技が未熟であったり、体力的に不十分な場合に発生しやすいため、特に競技でなく体育科の授業におきましては、1つ、「勝敗にこだわり無理をさせないこと」、2つ目、「技能段階にあった指導を行うこと」、3つ目、「投げ方と同時に技の受け方を徹底して指導すること」を指導しておるところであります。

学習指導要領によりますと、年間8時間から12時間という大変短い履修時間ということもありますので、市内中学校では、「礼儀の習得」、「技の成り立ちの理解」に重点を置くとともに、柔道着を正しく着用する、また、技の指導では「受け身の徹底」、「抑え技はけき固め、横四方固め、上四方固め」、「投げ技は大腰と膝車」、「禁じ手は絶対に用いない」など、安全確保のための指導方針として共通確認して取り組んでいるところでございます。

引き続き、事故の未然防止に全力を挙げるよう、学校を指導してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 新年度からの武道の必修化、とりわけ柔道の件につきましては、教育長のほうから具体的な対応、対策について詳しく説明をいただきました。特にこんにち時点で言われておりますことは、保護者の中には大変指導現場における事故の発生があるのではないかと等をはじめとして、不安要素が多いと言われております。そういったことも先ほどありましたよう



に、本当に十分気を使った細部に渡っての指導方針を考えておられますし、一口に言いますと、安全指導の体制づくり、これが今ございましたような形で本当に本気で取り組まれているんだなという感じを受けました。

最後に申されましたように、今後ともその点では最善の力を尽くしていただくことを期待申し上げまして、この件についての質問を終わり、次に移りたいと思います。

次は、国民健康保険運営の財政についてということで通告をさせていただいております。

御承知のように、国保の運営はいろいろ申し上げるまでもございません。高齢化が進む中で大変厳しい状態になっております。そうした中で財政調整積立金のほうもまさに底をつく状況に来ているということでございまして、こうした状況を踏まえまして、今後の国保財政の運営はどのように考えておいでなのか。こういったことをお尋ねしたいと思いません。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの亀岡議員の国保財政についての御質問にお答えをいたします。

本市の国保の現状につきましては、毎年度の人口減少に伴い、国保の被保険者数も減少傾向にあります。一方、一人当たりの医療費については、年々、着実に増加してきております。また、御指摘のように、合併時に大幅な税率の引き上げを抑制するため、旧町から持ち寄った財政調整基金も、この間、財政調整によって大きく減少し、平成24年度におきましては枯渇する見込みでございます。このように、国保特別会計の現状は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされており、今後においても、高齢化の進展などによる医療費の上昇等を考慮いたしますと、なお一層厳しい財政運営が続くものと推測しております。

このため、今般、平成24年度以降、今後5年間の医療費抑制対策等を中心とした「国民健康保険財政安定化計画」を策定し、本計画に掲げております、国民健康保険財政運営の基本方針に沿った取り組みを着実に実行し、国保財政基盤の安定化に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

またこの間、財政調整基金の活用により、政策的に保険税率の据え置き措置等を講じてまいりましたが、先程、申し上げましたように、財政調整基金も枯渇する状況にありますので、取り巻く社会経済情勢は大変厳しいものがございしますが、安定した医療給付を継続できる国保財政の安定化を図るためにも、保険税率の改定をお願いすることは、もはや避けて通ることはできないものと認識しております。

いずれにいたしましても、急激な負担増にならないよう、議員の皆様のご御意見等もお伺いしながら、安定財源の確保に努めてまいりたいと思

いますので、何とぞ、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 基本的な方針を伺いました。この国保財政だけではございません。市政全般がそうありますが、要するに深く市民とかかわる問題ばかりでございますが、私はこれまでも主なる問題点については、市民に実態を十分認識してもらおう。昨年質問でも申し上げましたが、やはり人口増対策にしましても一人一人の市民に問題を認識してもらおうと。やはり一人一人の市民が自分たちの問題であるという意識を持ってもらうことが、やはり行政の実を上げていく、市政の実を上げていくには欠かせない条件ではないかと思っておりますが、先ほど午前中の御質問された方の中にもそういった問題が出ました。

そこで1点お伺いしたいと思うのでありますが、こうした現在の国保財政の現状の理解について、今後機会を多くとらえて、そうした現状を市民の皆さんに理解をいただき協力を求めるというようなことについては、先ほどの広報も問題とかもありましたが、さらにそういった面も含めまして、一層の取り組みをされてはどうかと思っておりますが、これを1点お伺いして質問を終わりたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの亀岡議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、今後この問題については避けて通れない重要な問題と認識しております。国においても大体1兆5,000億円が自然的に増加すると言われてます。我が安芸高田市にも1億円以上のお金が施策の展開なしで自然にふえていくと、これは老人の方々が長生きされていいことなんですけど、財政的にはこういう状況でございます。これを打破するためには、やっぱり市民の自助とか共助のお助けを伴わないと非常に今度は高い医療費になってくると私は思っております。そのためには、我々も含めた市民の方々にこの施策を十分理解していただきながら、十分御理解をしながら協力をいただくということが大切と思っております。

市民総ヘルパー構想と書いてますけど非常に地味な政策なので、ものをつくっていくよりは非常に地味でございますけど、これからは非常に大切だと思っております。医療とか介護医療、それから危機管理、これらは市民の協力がなくて高い政策費になると思っておりますので、今後とも趣旨をうまく理解してもらいながらしっかりと啓発をしまいたいと思っております。

今後の政策等もあるんですけども、要は私は病院とか、どこかの施設に入ってもらうまでに、いわゆるいきいき対策とかいわゆるスポーツとかそういうものを奨励しながら、やっぱり病気のことを少し忘れてもらうというような施策もいるんじゃないかと思っております。グラウン

ドをしようたら、遊びよるんじゃとお年寄りの方は言われますけどそうじゃなく、立派な行政の協力だということをしつかりと御説明していきたいと思っております。このことは、我が安芸高田市の医療費の軽減、強いては介護費の軽減、危機管理費の軽減につながるものと思っておりますので、今後ともこういう問題については市民にわかりやすく啓発しながら事業の推進も図っていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
亀岡等君。

○亀岡議員 議会人といたしましても、ともに最善を尽くしていきたいということをお願いしまして、終わりにしたいと思います。

○藤井議長 以上で、亀岡等君の質問を終わります。  
この際、2時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番、会派絆の水戸眞悟でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

このたび、浜田市長におかれましては、2期目の市長職を目指す決意を表明されまして、心から敬意を表するところでございます。なお、今回の一般質問に当たりまして、大変感激いたしておりまして、この場に立たせていただいております。と申しますのも、あらかじめ通告いたしました私の質問内容につきまして、先日の平成24年度の施策方針の中でかなり積極的に踏み込んでいただいた記述がございましたので、きょうはテンポのよい答弁をいただけるものと大変楽しみにいたしておるところでございます。

さて、通告いたしております何点かにつきましてお伺いするところでございます。まず1点目に、「ひろしま安芸高田神楽第一回東京公演」についてでございます。去る1月15日に東京新宿文化センターおきまして開催されました「ひろしま安芸高田神楽第一回東京公演」は、1,800人もの観客の感動を誘い、大成功裏に終了いたしましたところでございます。多くのメディアが注目いたしましたところでございますが、安芸高田市の知名度と神楽の文化的知名度は、格段に向上したものと考えておるのは私だけではないと思っております。本市の未来創造計画も、広島県の採択となっております今、この神楽東京公演をどのように総括して、費用対効果の観点もかんがみて、今度どのように展開されるのか、市長の所信を伺うところでございます。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

皆様の御協力、御支援のおかげもございまして、御承知のとおり、1月15日に開催いたしました「ひろしま安芸高田神楽第一回東京公演」は、大変盛況で、来場された方々の満足度も高く、歌舞伎や能に負けない芸能との御意見もあり、神楽が全国に誇れる宝だということを再認識したところであります。また、広島県内のテレビ局及び新聞等のメディアのほか、ブログ等で取り上げられるなど、公演後の反響も大きく、成果はあったものと感じております。この他にもさまざまな成果がございました。「ふるさと応援の会」の組織拡充に加え、多くの来場者に本市の特産をPRすることができました。このような取り組みを通じて、地産地消が一層向上するよう期待しているところであります。

また今後は、旅行エージェントやホテル等とも連携し、広島への観光客を本市へ誘客する具体的な取り組みも進めたいと考えております。現在、国の予算を活用したモニターツアーとして「夜神楽観賞日帰りバスツアー」を実施しています。

いずれにいたしましても、継続した広報なくして、「安芸高田市といえば神楽」、「広島といえば神楽」ということは、定着しないと考えております。継続した神楽のPRとあわせ、これを足がかりに、メディア露出の拡大、誘客手段の確保等、さまざまな手法で、安芸高田市をPRしていきたいと考えております。

今後の大都市圏における神楽公演開催につきましては、本市の神楽を安芸高田市6町のすべての市民の皆様が誇りとする機運を醸成しつつ、議員御指摘のように、費用対効果も考慮しながら、より効率的で効果的な手法を検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 　ただいま答弁をいただきましたが、まさにただいまの答弁のとおりでございまして、継続することが力というふうには昔から言われておりますけれども、それがどういう形で継続されるかというのは、今後の大きな課題でしょうけれども、せつかくここまで大きなくさびを、この首都東京圏に打ち込んだわけですから、このことによって今後の展開をいかにしていくべきかということについては、我々議会も含めて、今後とも継続をしていくということの認識を私も新たにすることでございます。

先般来、同僚議員等々も含めて、この安芸高田市における観光の取り組み云々の議論は随分と集中されておりますので、そのところは私のほうからは深くは申し上げませんが、神楽がこんにちのように注目されるまでに至ったのには、各神楽団を始めとする行政等、関係機関の長年の努力があったことについては間違いがございません。安芸高田神楽は言

うまでもございませませんが、全国区としてこのたび名をはせたとするところ  
でございませが、そのことは今回発行の「広報あきたかたNo97」に  
特集として紹介をされておるところでございませ。読ませていただきま  
すと、非常によく特集されておりましたして感激をいたしたところ  
でございませ。

なおまた、広島県の今回の未来創造計画にもあわせて、今後観光客を  
20万人増の84万人目標というふうに見込まれておられます。その受け入れ  
体制等、あるいは宿泊施設や飲食店などの不安材料は山積しておられます  
が、これも先般来、委員会あるいはきょうの一般質問でも同僚議員のほう  
からいろいろ議論が集中しているところ  
でございませるので、詳しくは  
触れませが、今後、近隣の市町との連携が不可欠であること  
については論をまたないというふう  
に思っておるところ  
でございませ。地域の宝  
としてこの神楽を今後ともその魅力  
を広めていくことに異論はありませ  
ん。

先般も神楽を生かし、観光客を誘致せんとする中国運輸局によりまし  
て、仮称ではございませが、中国地方神楽振興協議会なるものを設置す  
ると報じられておりました。そこで私は少し違った観点からお伺いをし  
たいことがありますし、市長の所信を伺うものでございませけれども、  
市内22神楽団が存在しておられます。団員の活動はすべてボランティアで  
ございませ。つまりそれぞれの団員の皆さん方は自分の生活は自分でお  
持ちの中で、仕事をお持ちの中で一生懸命に神楽団員としての活動をし  
ておられるということ  
でございませ。神楽団の皆さんや団員、また家族、  
それを取り巻く地域を含めて相当のストレスがたまるのではないかと、そ  
ういうふう  
に反面思っているところ  
でございませ。すべからくボランテ  
ィア精神に頼って、このことが継続されていくということ  
について、い  
ささかの不安を感じることを禁じないわけ  
でございませ。従いまして、  
今後、この神楽を観光の主役として、市、県、国として神楽に着目する  
ときに、今後の大きな課題として、このボランティアであるということ  
のハードル、また課題を大きな問題として私はとらえていく必要がある  
のではないかと  
いうふう  
に考えるわけ  
でございませ。つまり、観光とい  
う形でこの神楽を発展させていくがためには、ボランティアであるとい  
うハードルをどのように今後乗り越えていく必要があるかということ  
について、今後、市長の所信をお伺いいたしたいと思っておるところ  
でございませ。

○藤井議長 答弁を求めませ。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、このたびの東京公演、安芸高田市22の神楽団、  
一緒になってもらったという成果でございませ。この神楽団が年間を通  
じて定期的に公演してやろうということ  
でございませ。今は行政にとっ  
て非常にありがたい話だと思つてませけど、今後、これを継続していく  
ためにはいかなる手法かということ  
はこれから検討していかなくてはい

けないと思っております。全部ボランティアでいくのかということも、それを含めた検討はしていきたいと思っております。基本的には、私はある町ではプロの集団をつくるという話もあるんですよ。もう職業を持たんと、神楽に。これじゃちょっと本来の伝統の神楽が、私は意味がないと。氏神さんを思って、ちゃんと神さんに奉納するという形をしっかりと固持していくことが文化を守ると、私は個人的に思っていますので、その辺を守りながら、今の体制を維持できる仕組みづくりをいろいろ協議してまいりたいと思っております。

この東京公演が今始まったから今どうこうじゃなしに、そういうこと足元に置かないようにしっかりと協議をしていきたいと思っております。どっちにしても、皆さんが継続して負担がないように継続できる仕組みをつくっていかないけんとかように思っておるところでございます。

神楽協議会、先般も新宿でやったときに、実は神降ろしを舞ってもらったんです。これどういうことかと言ったら、文科省とか、東京の方が来られて、おもしろいばかりじゃないよと。この神降ろし、神の儀式としての神楽ですということを認識をするためにそれを実施いたしました。我々神楽をそういうような位置づけを大事にししながら、大事にしていくことが文化の推進につながるのではないかとかように思っています。言葉が足りないかもわかりませんが、できるだけ神楽団の負担がないような仕組みづくりはこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 市長のほうも認識していただいておりますので、他に申し上げることはございませんけれども、この神楽が多くは美土里町、あるいは高宮町にこうして盛んに根づいてきたということは、あくまでも神楽が好きとか嫌いにかかわらず、物心ついた3歳から亡くなっていくまでに、自分が神楽を舞うとか舞わないの議論にとどまらず、神楽ばやしに聞こえてたということなんです。つまり、古くからの土着の文化であるということがこの神楽を支えてきている大きな源ではないかというふうに常にとらまえておるところでございます。従いまして、これをいかに観光に結びつけ、あるいはいかにショーとして公演していくかという部分については、いささかのハードルを感じながら、今後とも取り組んでいただきたいということを申し添えまして、次の質問に移りたいと思っております。

次でございますけれども、安芸高田市の環境基本条例が22年3月に制定されておまして、明くる年の23年3月に、安芸高田市環境基本計画が策定されておるところでございます。総括的にこれの具現化について、どのように市長がお考えなのかということについて、まず冒頭お伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

環境基本計画の具現化に向けた総括的な考え方についての御質問であります。地球温暖化の防止や生物多様性の保全などをはじめとする、地球規模の環境問題への一層の取り組みが進んでおります。さらにはエネルギーの消費や廃棄物の発生を抑制し、循環を基調とした持続可能な社会をつくり、これを将来の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たち一人一人に課せられた極めて重要な使命であると思っております。

この計画では、本市の望ましい環境像を具体化するために、基本目標を定め、その実現のための重点プロジェクトを掲げ実施に向けた取り組みを現在行っているところであります。「日本一の環境もやいのまち安芸高田」の実現を目指して、市民・事業者・市の三者が連携・協働しながら、本計画に示されたさまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 環境基本計画についての答弁をいただいたわけですが、いわばこの計画書に列記してあることをいま答弁いただいたということでございます。従いまして、なぜ私がこれを総括的に1番目に御質問を申し上げたかというふうに思いますのは、具体的な動きがもう少し見えていなかったんじゃないかと思いましたが、せめて一般質問で取り上げて、皆さんの日の当たるところへこの計画をいま一度思い返していただこうという気持ちがありまして、この環境基本計画の総括的な質問を冒頭にさせていただいたということでございます。ただいま市長のほうからこの計画書についての総合的な考え方をお述べいただいたので、それはそれで一つの市長の考え方の新たな着目の観点になるのではないかというふうに考えるところでございます。従いまして、私はこの中の一部分のところに入っていかもしれませんけれども、次の質問に入ってまいりたいと思うところでございます。

実は、冒頭に申し上げましたように、先般、市長のほうからの施策方針を見させていただきまして、お伺いをしたところでございますが、その中にもこれから質問を申し上げる内容について一定程度の踏み込みがなされておりましたので、非常に私としましては市長の思いと、私が質問する内容が一致したということでうれしさが込み上げてきたような次第でございます。と申しますのも、まさに市長のこの施策方針の中の22、23ページあたりに記述してございますけれども、今回の福島原発の事故を受けまして、もちろん東日本大震災のことでございますが、日本のみならず世界的にいわゆる再生化のエネルギー、つまり自然エネルギーへの関心が高まってきていることは非常に注目されるべきでありまして、この安芸高田市は約540キロ㎡という広大な面積を抱えております。その80%が山林である本市にとりましては、まさに自然エネルギーの宝

庫であるにとらえてはいかがでしょうか。他に先駆けていち早く、クリーンエネルギー活用のまちとして、「(仮)エコシティーあきたかたプラン」などを策定されてはと考えるところでございます。つまり先んじたエコのまちづくりを積極的に進めてはいかがかということをお願いするのでございます。そのためには、早急に市域全般にわたって自然のクリーンエネルギーの活用可能地域の分布調査に着手されたいとおっしゃるところでございます。この回収可能エネルギーにつきましては、太陽熱、木質バイオマスを含むバイオマス、あるいは小水力、風力、地中熱などがありますけれども、この安芸高田市の地域全般にわたってその可能性をしっかりと今回調査していくと。それをデータベースにして、今後の展開を図っていくというふうに展開をされてはいかがかと思っておるところでございます。一部、この施政方針にも掲げていただいておりますし、予算措置もこの調査においては420万円といったような形が出てきているやに新聞報道でも伝えられておりますので、一応には安心はいたしておりますが、あえてこの場で市長の所信を伺うものであります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

自然クリーンエネルギー活用調査についての御質問でございます。東日本大震災に伴い発生した原発事故を契機に、太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーの一層の導入促進が国全体で求められております。本市におきましても、これら環境問題への対応は急務と認識しております。

まさに議員御提案のとおり、平成24年度には、まず、本市の自然豊かな環境を生かした再生可能エネルギーの導入研究基礎調査に着手するよう予算計上させていただいているところであります。気象情報データや現地調査等を行い、費用対効果も含めて施設設置の可能性についても研究調査を実施するように考えております。

今後も環境課題・資源リサイクルの問題に関しましては、注意深く調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今答弁をいただきましたが、まさにそういう姿勢で今後取り組んでいただくと、安芸高田市は非常に住んでみたい、住みよい、そんなようなまちづくりのイメージを抱くのではないかとこのように思っておるところでございます。

次に掲げておるところに移ります。今後、先ほどのことを含めまして、主要な公共施設並びに農業用施設等、例えば、今後建設予定をされております土師ダムのサイクリングターミナル、あるいは向原の生涯学習セ



ンター、新しい葬斎場並びにその危険な進入路付近、あるいは神楽門前湯治村へ今後の観光客の誘致などを考えるとその進入路付近、あるいは今安芸高田市の農業の一翼を担っております水耕栽培等のハウス栽培等々、これらへの自然エネルギーの利用による灯油消費量の軽減や空調設備また融雪システムなどへの効果が十分に将来的には考えられるのではないかと考えておるところでございます。ちなみにこれにつきましては、安芸高田市におきましても、例えば高宮湯の森でございましたり、この本庁舎でございましたり、吉田の温水プールでありましたり、近傍では県立みよし公園、奥田元宋美術館、塩町中学校庄原新庁舎、十日市コミュニティセンター等々、この自然エネルギーに頼る空調設備等々が設計当初から組み込まれておるという状態にあります。従いまして、今後あらゆる施策を展開していくにつれて、自然エネルギーの技術的な導入を設計段階から考慮していく、考えていく、そういうことが必要ではないかというふうにつくづく将来的な展望を考えますと思うわけでございますが、市長のお考えを伺うところでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

主要公共施設並びに農業用施設などへの自然エネルギーの利用についての質問でございます。一例を挙げますと、現在、進めております葬斎場施設の空調には、エントランスホールや式場など、天井が高い空間には従来の空調方式では効率が悪いため、床を冷暖房することで伝わる熱を利用した「輻射式床冷暖房」を採用する予定にしております。人に近い場所である「床」から伝わる熱により空調を行うこの方法は、直接風が当たる一般的な対流方式と比較し、空調効果が発現できるまで時間を必要とする反面、風が体に直接あたる等の不快感が少なく、ろうそくや線香の揺らめきが少ないなどのメリットがあると聞いております。

また、冬季の来場者の交通の安全を確保するため、進入路及び駐車場に融雪システムの導入を計画しております。融雪方式は、空気を熱源としたヒートポンプによる無散水融雪としており、散水融雪と比較し、環境に配慮した経済的な方式と考えております。

さらに、環境配慮の取り組みといたしまして、雨水の再利用を考えております。雨水を施設内に配置する水槽に貯留し、ろ過した上で、トイレの洗浄水など雑用水に利用することを計画しているところであります。

このように、現在計画している公共施設では、自然エネルギーを利用したさまざまな取り組みを行っておりますが、議員より御提案いただきました、自然エネルギーを利用した取り組みは、今後も引き続き、それぞれの施設の特性や機能にあった、より効率的で効果的な方法を検討した上で、進めてまいりたいと考えております。また、農業用施設についても、施設整備に係る初期投資及びランニングコストなど、費用対効果を検証する必要があるため、関係部局と連携をとって検討してまいりた

いと考えております。御理解を賜りますようお願いしたいと思っております。

また国の方針でございますけど、売電単価とか今後の環境のエネルギーの方向がこの3月、また7月以降に出されると思っておりますので、その結果を踏まえながら、またこういう費用対効果を考慮しながら積極的にこういうことに対処していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 なかなかやる気満々の答弁をいただきますので、私のほうからも次の質問はと思いましたが、参考までにお話を申し上げます。

先般来の日経新聞でも報道されておりますけれども、いわゆる充電各社が相次ぎ、小型発電システムを強化するといったようなことでございまして、今後はどうしても小型水力発電とか太陽光、風力がどんどん出てくると思うんです。ですから、先ほど市長が答弁なされたように、これを大きな心で受けとめられて、今後とも安芸高田市ではこの方針でいくんだよとおっしゃっていただくので、非常に我々としても心強いところがあります。

実は、ちなみに私の手元の資料では、ここに経済産業省が出した一般社団法人の新エネルギー導入促進協議会の資料があるんですが、資料提出をしておりませんので簡単に申し上げますと、地域再生化のエネルギー熱導入促進事業というのがございまして、これについていわゆる地方自治体の場合には2分の1の補助、一般、民間でやると3分の1の補助といったようなシステムをの補助制度もございまして、これの中には太陽熱利用であったり、バイオマス熱利用であったり、地中熱利用であったりということが書かれたものがございまして、これはちなみに平成23年度の公募要領でございまして、24年度もあると思われまので、一つ参考になれば今後とも参考にさせていただきたいと思うところでございます。

それともう1点ほど参考に申し上げますけれども、安芸高田市内においてハウス野菜をやっておられる中で、一体どのぐらいの灯油量が年間いるのかということについて少し聞かせてもらったところを参考までに申し上げますが、一部これは会社名は申し上げますけれども、安芸高田市内の水耕ねぎの会社でございまして、灯油をたくのがおおむね11月から4月までだそうです。これが22年度の分が1年間通じて出ております。23年度分についてはまだ今灯油を使われておりますので、4月にならないとわからんということでしたが、途中の経過はありますけれども、38万5,912リットルということでした。これ19戸ぐらいあるんだそうですけれども、これをおおむね1リットル80円平均でかけますと、3,087万2,960円ぐらい灯油代がいつてるわけです。ところが、このいまねぎだけの話ですが、園芸ハウスの暖房用灯油使用の平成22年度の安芸高田市全体を見ますと、これは施設面積が15.5ヘクタールあるんだそうですけれども、年間の使用灯油量、これはやはり11月ぐら

いから4月までというふうにお伺いしましたけれども46万9,235リットル。おおむね80円をかけますと、3,753万8,800円で、約4,000万円の灯油消費を年間ハウス栽培農家でトータルで安芸高田市でやっておられるということなんです。従いまして、何が言いたいかと申しますと、少し初期投資の部分を軽減できる方策があれば、あとは非常に灯油代が軽減できる。つまりハウス農家の方々が助かるといったようなことをかいま夢見たわけでございまして、この件につきましても、参考になればということで申し上げておきたいと思えます。

従いまして、次の質問に入るわけですが、先ほど来、市長のほうも非常に積極的にこのことに取り組む、軸足をこっちに移して今後やっていこうかなというふうに思われておるんじゃないかなと思うんですけども、この安芸高田市の環境基本計画を具現化して、先ほど来の議論をより一歩前へ進めていこうとするためには、専門知識を有する職員の育成と専属セクションが必要ではないかと考えるわけでございまして、この際、この安芸高田市に環境対策課といったような専門のセクションの設置を視野に入れて、まだ間に合います。この機構改革をお考えになればよろしいと思えますが、市長の所信を伺うところでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。ちょっと最初の分をお答えしておきたいと思えます。安芸高田市はほかの市町に先駆けて、可能エネルギーの調査をしますので、どの制度にのれるかという資料になると思えます。これが太陽光に有利なのか、水力に有利なのかわかりません。だけどこの調査をしておくということは国のいろんな補助制度にものれる資料でございまして、非常にその辺は理解をいただいていると思えますけれども、そういうことでございまして。

それから農業のほうでたくさん灯油を使っているということでございまして、そういうことを今バイオのことを含めましてどういう方法があるか、ちょっと検討をしていきたいと思っております。まあ庄原のほうでバイオがうまくいかなかったとかございまして、こういうこともよそはどうして失敗したんだろうか、それから先程申しましたように、売電価格とか、灯油と比べたエネルギーの比較とか、こういうことも具体化してきますので、総合的に踏まえた安芸高田市にとってよりいい方向に導いていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、議員が先ほど申されましたように、安芸高田市の広い面積と広い森林を有効活用するという大きなテーマであると思っております。

それから環境対策に対する専属部署の設置についての御質問でございます。安芸高田市の環境基本計画については、冒頭申し上げました、本市の望ましい環境像の実現に向けた具体的な取り組み内容も示されております。その実現には、現在担当している市民生活課だけでなく、市の

組織を横断的に実施する事業も多数あるため、各部署との関係と調整が不可欠であります。

これまでの環境行政は、国・県の法律、政令に基づき、それに沿った対応や規制を進める立場の政策を実施してきました。現在、市がやるべき一般廃棄物などの対策以外に、国が主導すべき新たなエネルギー問題も市町にかかわる政策課題として浮上しているのが現状でございます。

先般の国会では「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立したものの、その動向がはっきりしない中で、対応には時間がかかるものと思っております。また、基本計画に掲げております市民や各種事業者、市民団体参加によるさまざまな取り組みの実現のためには、今後さらなる啓発事業も必要な状況と思っております。環境にかかわる専属部署の設置につきましては、必要性は議員御指摘のように理解しております。今後、他の市町との組織も参考にしながら、安芸高田市においていかにあるべきか検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。また同時に、研修や実務を通じて専門知識を深めるなど職員研修の実施やNPO法人など外部組織の活用・連携も必要と考えております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今、機構改革あるいは専門分野のセクションをとということで、他の市町の動向も見きわめながらということでしたが、一步先んじて我がまちはやるんだということをお見せになったほうがよろしいのではないかと思いますので、一つその旨申し伝えて、次の質問に入ります。

次の通告でございますけれども、これは教育長の答弁を求めるようにいたしておりますが、成果給制度の導入でございます。職員のやる気と成果にこたえる給与制度というふうには言われておりますけれども、広島県教育委員会が来年度から公立学校の教職員に成果給制度の導入を決めました。人事評価が直接昇給やボーナスに影響することとなりますが、制度の趣旨と本市教育委員会における問題点や課題、管理職研修や教職員啓発について教育長の所信を伺うものでございます。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

御承知いただいておりますように、来年度、平成24年度から、県費負担教職員に「職員のやる気と成果にこたえる給与制度」が導入されます。この制度は、職員のやる気と成果を適正に評価し、適切に処遇することで、職員の意欲の向上を図ることをねらいとするものであると認識いたしております。

教育における「成果」とは、それぞれの学校や職員を取り巻く状況によって一様ではなく、一律に定義づけるものではなく、また、ある程度の期間を経ないと現われない場合も多くあります。このような教育現場

における特性を踏まえた上で、制度の運用に当たりましては、画一的な成果や数値的な指標だけが問われることがないように、また、教育現場はさまざまな職種の協働によって成り立っていることを踏まえ、すべての職種について目を向けるよう、管理職を指導してまいっております。この制度が所期の目的を達成するものとなるためには、それぞれの職場において、管理職と職員の日ごろからの十分な意思疎通・信頼関係が成り立っていることが肝要であります。

課題といたしましてとらえるならば、安芸高田市に限らず、管理職は、これまで以上に、個々の職員の仕事ぶりを見て、その頑張りを認めていくことが、何よりも必要であると考えております。

教育委員会としては、昨日2月23日に、直接、県教育委員会の講師を招いて、校長研修会を開催するなど、広島県教育委員会の指導を受けながら、制度の趣旨、留意点等を小、中学校長等管理職に十分周知し、所期の目的を達成するよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 昨日説明会もあったように答弁をいただきましたが、いわゆる管理職と職員の信頼関係が大前提になると私も思っておるところでございます。管理職の成果給制度は既に平成18年だったと思えますけれども実施されておりますが、今回、特に優秀あるいは標準といったものの差が、6万2,000円から3,000円にもなると思われるようにも報道されておりますが、あくまでプラス評価というふうには言われておりますものの、市内小、中学校19校あって、ほぼ共通した視点評価ができるのかなというような気持ちを持っておるところでございます。ともすれば人間関係ですからプラスにもマイナスにも作用しかねないもろ刃のツールになりはしないかということをおは危惧をしておるところでございます。共通的な評価マニュアルなどのようなものを含めて管理職の意識統一を図られたというふうには思うのですが、その辺についての教育長の答弁をいただきまして質問を終わりたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの質問でございますけれども、御指摘いただきましたように、この成果給制度の導入につきましては、まずは職員の様子をじっくり見る、そして記録を重ねていくということを通して成果給というものを導入していかなければならないとこのように思います。と同時に、開示請求があったときに、それに答えるだけのものがないと到底信用なできないだろうとこのように思っておりますので、客観的にある程度認められるというようなものをいかに見きわめるか、日常の管理職の仕事というものが非常に重大になってくると、このように思っておりますのでございます。従いまして、先ほどの御心配がありましたことにつきまして

は、我々のほうも特に重視をしながら管理職の指導をしてまいりたいと思いますが、ただ、これは何%というように職員の数によりまして、県の教育委員会のほうから安芸高田市には何%という割合が来るわけでございます。その中で考えていかなければならないという、教育委員会としても大きな課題を持っておりますので、できるだけ学校現場に出向いて、そして学校の職員の職務上の実態等を把握していくという体制を整えていかないと皆さんに信頼されるような評価ができないじゃないかということをご心配しておるところであります。万全を尽くして全力を投球して、信頼される教育委員会、信頼される管理職になるように努力をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

以上で、水戸眞悟君の質問を終わります。

この際、3時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員

1番、会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして、大枠3項目について御質問いたします。

最初に、安芸高田市の将来像を「人輝く・安芸高田」として合併以来、こんにちまでまちづくりの基本目標として推進されて来られました。そうした中、住民一人一人が誇りとこの安芸高田市へ愛着を持って住むことができるまちづくりにつきまして、2点お伺いいたします。

まず1点目といたしまして、合併後9年目に入ります安芸高田市。この間、政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって市政振興に寄与され、または住民の模範と認められる行為、もって自治の振興を促進することの目的であります安芸高田市表彰条例の適用を今以上に活用すべきと考えますが、市長の所見を伺います。

○藤井議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

合併9年を迎えるに当たり、市表彰条例の適用を今以上に活用してはどうかとの御提案でございます。

議員御指摘のとおり、合併後の安芸高田市において、政治、経済、教育、社会、文化スポーツとさまざまな分野で活躍、あるいは貢献をされた方々がたくさんおられます。また、表面には出ておられませんが、地道な取り組みを通して、市民の安全と安心を守るなど、市民の模範となる活動をされている方、あるいはこれを支えている方々もたくさんいら

っしやることを忘れてはいけないと思います。もちろんこれらには団体の方も含まれるものでございます。

これらに対し、優劣や順位をつけることは大変難しいと感じておりますが、一つには一定の継続性、公益性、象徴性などの要件を兼ね備えていることが必要と考えます。また、同時にこれらの要件を、客観性を持って被表彰者を決定していく手続が必要であります。そうした意味で、市の規則では一つの基準として自治功労の分野に「市長・市議会議長」で8年以上、「市議会議員・助役・副市長・収入役」で12年以上、「各種委員・消防団長」で16年以上という物差しを持っており、また、決定にあたっては、表彰審査委員会によることとされていることから、これらをよりどころとしてまいったところであります。

今後の表彰のあり方につきましては、合併10年を迎えるに当たり、記念式典の中で表彰を考えてはどうかと思っております。議員の御提案のことを踏まえ、具体的にこれから検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、多額の寄附をいただいた個人、団体に対しては、基準となる価格が決められていることから、随時、感謝状の贈呈をもって礼を尽くしてきたところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今市長のほうから答弁をいただきました。来年が10年目ということで、私もそこを考えて今回の質問をさせていただいております。やはりできれば、この市が平成16年3月1日に合併したわけですが、その1日の前、要は2月にどこも閉庁式を終えられておるわけです。そこでは皆さん閉庁ということで、各町では表彰を、感謝状とか送られておる経緯は拝見させていただいております。しかしこんにちに限っては、私もちょっと調べさせていただきました。事前に、この表彰条例規定の中を執行部のほうからお聞きさせていただく中では、確かに3つの部門、この表彰の中でも功労表彰、善行表彰、ボランティア表彰と3つあるわけですね。その善行表彰のみだけが何人かおられて、あとはゼロという状況になっておりました。この合併がやはりもうことし9年目に入る、しかし5年目のときはどうだったのかなど。やはりそういったところの反省にも振り返らないといけないのではないかなどという気がいたしております。その辺、市長、当時はおってなかったと思うのですが、その点の反省というものはございますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど御説明しましたとおり、合併10年という目途にこういうことを考えていきたいと。制定にあたっては、市民の皆さんが納得いく形でいろんな分野から皆さんが納得いく形で検討を重ねていきたいと。1つの

分野にこだわらず、いろいろな角度から市民としてちゃんと皆さん納得いく形でこういうことを決めていきたい。そのためにはやっぱりそういう検討委員会とか、多数の意見を聞きながら制定していくことだと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。幸い、今余りないので、ゼロからいけるようなことになるので、今までの規定を尊重しながら新しい表彰の規定も模索していきたいとかように思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今市長のほうからは前向きな形での、反省点という言葉ではなかったんですが、しかしこの表彰条例というものが重みを持っているというのがやはりこの条例というものが全体の枠組みの中では、やはり条例の第1編に総規がございます。その中に第1章、第2章、第3章として表彰というものが位置づけられているわけですね。ここをやはりおろそかにすると、そこら辺に対して市民は見る人は見えています。これが今年9年目に入らる中で、やはり何でその5年目のときの節目とか、そうしたところでこういうことが行えなかったのかなと、私は残念に思っておりますが、しかし過去に返ってどうのこうの言うつもりはございません。前向きに、これから10年になる中で、やはりいろいろな全般にわたって出てきておるのが市民はよくわかっておられます。というのも、この安芸高田市の広報、今回もこの21ページに毎月、「人輝く」ということをモチーフにいろいろな全般にわたる中で、各団体等が、そういう表彰を受けられた方が出られております。そうしたところも、私はヒントじゃないかと思うんですね。こうした中で平成16年3月1日からこういう広報が「人輝く」ということで載っております。こうしたところも、あえてただ受賞されまして出すだけじゃなしに、安芸高田市としては功労、いろんな善行といったところへ振り返ってやるのがベターではなかったかなと思います。

その表彰条例の中に、今市長も言われました表彰審査委員会といったものを置くということになっております。この今の表彰審査委員会、市長と委員は市議会議員、有識者及び市の職員のうちからということで9人をもって組織という形になっております。これが過去、今の善行表彰が全体では23年度までに22人表彰されてこられております。こういった形でそういう委員会を開いて実質検討してこられたのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいのですが。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 先ほどの御質問にお答えいたします。

表彰条例に基づく表彰があったということでございますが、これは市長が答弁で申しましたように、条例の中に、一定の金額を寄附した者が表彰できるという規定がございますので、これに基づきまして、その価格が定められている者について感謝状の贈呈を送ったということでござ



います。

さらに市長の答弁の中にもありましたように、自治厚労の分野で、市長で8年以上、市議会議員、副市長で12年、各種委員・消防団長では16年という一つの物差しがあるわけございまして、それらを考慮いたしまして、現在のところは対象の審査を行った者はないということになっておりますが、先ほどの市長の答弁のように今度検討されるべきものだろうと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 ですから、先ほどからありましたように、この22名はその表彰審査委員会の中にあてはまってないということで御理解をさせていただければよろしいですね。ということになりますと、やはりそういった方々が、受けられる方がこの9年たった中ではだれ1人としておられなかったということは、私はどうもおかしいんじゃないかなと思うのですが、それは今後10年目に入る中で再度検証をいただきまして、10年目の節目にはぜひこの今までの「人輝く」中でも出てこられた年配の方以外でも、やはり若い年代層、こういったところにも目を組めていただいて、この表彰の委員会が活動できるように一つお願いしたいと思います。

そして、一つ市長にお尋ねをするのですが、この表彰委員会に来るまでの汲み上げですよ。だから、この方が妥当だよと、なかなか難しいと思うのですが、そうした汲み上げる形、仕組み。一つ例にとりますと、自治振興会の中からそういう該当がおられましたら挙げてくださいよという例もございます。また、教育委員会であればそういう教育に功労された方々も挙がってこようかと思えます。そうした者のお考えは今はお持ちかどうか、教えていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は表彰は簡単だと思うんです。ただ後から市民の方々が、何でわしにやもらわんのかということが出ることが困るんであって、表彰すること自体はもう全然議論ないです。どういう物差しでやっていくかと。今までやっているのは当然決まっているものについての表彰をやっているから、委員会は設けてないということで、さっき総務部長が言ったようなこと。例えば、金額だったら何百万以上だったら表彰する。だれが表彰しても物差しが決まっているわけですから、今後10年目を契機にしてどういう方を表彰するかというのはこれから検討していくということでございます。議員御指摘のように、従来の契機でございますので、市民の方が納得いく形での表彰を考えていきたいと、こういう基準をつくっていききたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 一つ10年目に向けて、やはりこの安芸高田市がこんにちあるのも紆余

曲折の時代をへまして、先輩諸氏がこの礎を築いて来られたたまものと私は敬意を表するとともに感謝をしておる形で、そういう方々を敬う姿勢は大事ではないかということで、この質問をさせていただいております。

最後に、執行部の方々には、市長をはじめやっぱり目配り、気配り、この辺もおろそかにならないように、一つ市民の目線に立っていただきまして、この表彰条例というものが有効かついま以上に活用できますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点といたしまして、昨年8月、ふるさと応援の会が設立されまして、ことしの1月には東京でひろしま安芸高田神楽講演が開催されました。そこで、吉田高校OB、原高校OBの協力により、ふるさと応援の会関東支部も結成される状況であると聞いております。こうした中、今後は安芸高田市も日本全国へ向けて名を発信するとともに、文化、教育、スポーツ等あらゆる分野で出向いていく機会が頻繁にあると考えます。そこで安芸高田市として、誇りと愛着が持てる賛歌、音頭などが必要と考えますが、市長の所見を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

市としての賛歌や音頭などが必要ではとの御指摘でございます。議員御紹介のとおり、昨年の夏に設立をみました「ふるさと応援の会」については、現在、内外含めて会員1,682人となっており、当初の目的を達成しつつあると考えております。御協力をいただきました多くの関係者の皆さんに、心より感謝申し上げたいと思います。

さて、御指摘の市としての賛歌や音頭につきましては、いわゆる「市の花・市の木」や「市民憲章」のように、市民総意の元につくられ、対外的にも市を代表するものとして位置づけられるものであると考えております。先ほども表彰条例の件で申し上げましたが、合併10周年を迎えます平成25年度中を目途に記念式典、記念行事を検討しておるのが現状でございます。その中では、合併時の懸案でありました「市民憲章」を公募などの手法を取り入れ制定することも検討しております。そうした意味では「市の歌」としてつくっていくとすれば、ある程度の専門的な知識や作曲など技術的な裁量も必要ではないかと思っております。今後、さまざまな方々の御意見を伺いながら、制定の時期を含め、歌など、種類や内容について慎重に検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 10年目に入ったときということでの答弁でございました。これも今回ちょっと持ってこさせてもらってるんですが、このたび、例のふるさと応援の会、関東支部が結成されるような状況の、まだされていないと

ということであると思いますが、その中で安芸高田市出身の、御承知のように歌手の方がおられましたよね。そうした方々からもすぐいろんなところへ送らせていただいたということで、もうCDに焼き入りこんで、もう聴いてくれということで、すごく返ってきているわけです。だからやはりそうした皆さん、よく市長もみんなと懇親されたときなんかでもよく歌われますよね、「妻坂峠」。今回の答弁でもございました、安芸高田市として愛着心が持てる形になってくるわけです、自然に。ハード面とか言うんではなしに、やはり歌うことによって市に愛着心が持てる、これはもうすべての同僚、市民の方もそうだと思います。私はそこに行くまででなくても、やはりこうしたものをうまく活用されまして、できれば早いうちに10年目10年目と言わずに、できればもう入っていかねばと。先ほども同僚議員ができるところからということでも言っておりましたように、やはり市民はこうしたものを自然的に歌うわけです。私もPTAで最後は、「高校三年生」を歌います。やはり高校も小学校もそうですね、校歌をうたったりするわけですから、これはもう小学生に聞いてもやはりこうした今の低学年から歌を聞いてると、安芸高田市はすごいなという感じにとられるんですが、市長どうですか、これ。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 そういうふうに思ってますけど、個人的にはいいんだけど、安芸高田市の歌とするとすると、所定の手続を経ないといけないので、そこに時間を要すると言ってるわけでございます。つくことはやぶさかではないんですけど、つくったが今度すぐに変えたげなじゃ困るので、慎重にやっていきたいと。その目途とすれば、一応10周年という目途にしたらいいいんじゃないかと申し上げているわけでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。いますぐこれがいいから市長の決裁で決めたというわけにはいかないの、皆さんこれを契機にダビングしてから聴いてみてもらって結構なんですけど、非常にいい歌です。だけどそういう問題ではないと思うんです。安芸高田市の象徴となるものですから、多くの方々になるほどこれなら大丈夫というお墨つきをいただいたので、御理解をしてもらいたいと思います。決してつくことに反対をしているわけではございません。そのCDが悪いと言ってるわけじゃございませんので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 その辺は私も理解しております。ですから一つのヒントをいただいたと、こういう過程の中ではヒントをいただいて、そういうところでもやはりその方が元気なうちに利用いただければと、活用、検討いただければと思いますので、無駄にならないような形でぜひ前向きにやってください。お願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。大枠2項目につきまして、安芸高

田市消防団活動の充実について3点伺います。

まず1点目としまして、年々消防団員の年齢が高齢になる中、若い年代層が消防団に入団されない状況であります。今後は将来も見据え、消防団施設、詰所等のトイレを水洗化、洋式化等に向けて整備をする必要があると考えますが、市長の所見を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

消防団詰所の水洗化についての御質問でございます。現在、市では消防団組織再編計画に基づき、昨年度から3カ年計画により、美土里町及び高宮町を中心に分団を構成する班組織及び車両等の整理統合を実施しております。平成24年度でおおむね完了の予定でございます。

市消防団詰所は50カ所あり、そのうち水洗化された詰所は46%となっております。環境整備を図る上で、水洗化は必要不可欠であると認識しているところであります。美土里・高宮の再編終了後、随時、水洗化を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 随時ということございました。どれぐらいを目途でやっていただけるという計画はございますか。いま一応詰所は御承知のように、高宮・美土里が確かに今整備をされてほとんど完了になるろうかと思うのですが、あとのそうしたトイレの水洗化、なかなか計画的にと言っても、随時と言ってもなかなか、これもう皆さん動いている状況なのでできれば期間を決めてやっていただければと思いますが、その辺を。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政用語で随時と申しましたけど、2、3年を目途ということで御理解してもらいたい。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 それでは2、3年を目途という答えでございました。

続きまして2点目として、女性の消防署員が全国的に採用されている中、女性消防団員の確保が必要と考えますが、市長の所見を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

女性消防団員の確保についての御質問でございます。市消防団員の定数は865名であります。現在835名の団員が在籍しており、30名の欠員が生じております。退団に伴う新入団員の確保については、消防団としても男女問わず、緊急の課題であると認識しておるところでございます。県内には30の消防団が組織されており、そのうち22消防団に405名の女

性消防団員が在籍しておられます。その活動はさまざまで、通常の消防団業務を行う団員や防火広報や救急講習・火災報知機などの設置促進等を行う機能別団員として活躍されていると聞いております。他の状況等も参考にしながら、女性消防団員の採用を含めた消防団員の確保に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今、先日もちょっと消防長の方にお聞きしましたら、女性の署員が2名おられるということでございました。安芸高田市、この前も出初め式をやっていた中で、甲田の山田婦人消防隊でございますか、この辺が今まだ消防団のほうは位置づけをされていないということでボランティアな形の組織。しかし、私も今現在消防団に属しておりますが、何がしかあったときには皆さんおいでいただいております。できればそうしたところから、そこの方々の思いもあるかもわかりませんが、そうした消防隊が結成されたのが昭和37年と聞いております。以前おられました木山千之先生ですか、この方が前向きに取り組んでこられたということの経緯は聞かされております。その中でずっと昭和で言えば86年ですから、ほぼ50年も近い形で女性として組織されて今までやって来られておるということもあります。そういうところもやっぱり含めて、そういう女性の消防団の入団のほうも促していただければ、うまくスムーズにいけるのではないかと思います。そうしたところではどうでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 消防団は安芸高田市の貴重な戦力でございまして、今後消防団を確保するというのは大きな行政の課題になると思います。少子高齢化が進んでいる中、男女問わず消防団の確保にはこれからも努めてまいりたいと思っております。議員御指摘のように、女性消防団の方もしっかりと団員の中に入ってもらいたいと思っております。そのためには、服務規程とかの役割をうまく考えて、女性の負担にならないような仕組みを考えていかないといけないと思っております。早急にこれを考えないと、安芸高田市の消防団がいつまでたっても欠員が埋まらないということになりますので、これは大きな市の課題として受けとめ、しっかりと団員確保に努めてまいりたいと思っております。安芸高田市には、先ほどの山田消防団のいい事例がございますので、この方々を団員に取り込むにはどうしたらいいとか、どういう研修を行ったらいいかということも含めまして考えていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 これは緊急性を私は要すると考えております。前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、今の入っていただくほうにも、やはり人材

はこれから確保します。そこにやっぱりついてくるといったら、費用もついてきます。物もついてきます。施設関係ですね。詰所等、車両関係も出てくるわけですが、そうしたところも含めて、市長のお考えはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど検討すると言ったのはそういうことも含めてです。一番大事なのは、服務規程という役割を、男性と一緒にやらせるとかなるので、女性が入れたことによって機能が低下しないような仕組みをつくっていかないといけないと思う。先ほど広報とかいろいろ大事な仕事がございますので、その役割分担をしっかりと。出すべきものは男性と同じように出していくというのが基本的な考えだと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 そうしたところも検討していただきまして、同じようなレベルで、やはりそうしたものは対価には変えることはできませんが、そうした中で一つ御理解をいただきまして、早い時期に位置づけがなるようお願いしたいと思います。

それともう1点、そこに女性に絡むことになるかなと思うのですが、若干、市の消防音楽隊の位置づけがちょっとされておると思うんですね。この辺は今後どうなんですか。そういう消防団に位置づけというのは、方向性はどうですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 合併当時から消防音楽隊の方、非常に活躍をされています。消防を啓発する意味でも大事だと思っておりますので、今の組織を持続できるように応援をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この市の消防音楽隊の方もなかなか目の見えないところで活躍をされております。いうことも含めまして、一つそうした方もおられるということで、この女性消防隊員の確保も含めました中で、一つ検討をお願いいたします。早目の時期でお願いします。

続きまして、3点目といたしまして、ちょっと女性の方も初心という形の言葉に入ろうかと思いますが、そういう消防団員でも取り扱うことができる可搬ポンプ、自動真空引きとかいう機械が各町5町に導入されてきております。そうしたところをある程度全体をもって網羅できればと考えます。また、辺地地域、吉田町で言えば、印内ですね。ここに今設置されておる簡易的な車両が5台あります。そういう車両も含めて、年配から女性を取り扱いやすい車両がふえて、今オートマチックという

形でいろいろな形が出ております。そうした女性から男性、そういう年配の方も取り扱いやすい車両も含めて機械器具の導入が必要ではないかと思うわけですが、市長のこれをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

初心消防団員でも取り扱いやすい可搬ポンプの導入や、年配者や女性取り扱いやすい機械・器具の導入についての御質問でございます。

現在、導入しております可搬ポンプを含む資機材は、取扱機能及び性能も以前と比べますと、大変向上し、大変操作しやすくなっております。車両ポンプを含む資機材につきましては、耐用年数等も考慮し、更新計画に基づき検討していきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この点につきましては、特に今の可搬ポンプは、吉田町だけがまだ手で真空引きをしないといけないと。この辺重器もいるわけですよ、やろうにも。なかなか市長さんじゃすぐにやっってくださいって言っても、これできるものじゃないんです。ですから、そうしたところも含めて、どうしても費用がかかってまいりますので、早目な対応をしてもらいたい。これは会議でも出ているということでございますので、そうしたところも組み入れていただきまして、お願いをさせていただいております。

そしてあと辺地地域等に設置する、今現在、印内等もされております。この辺がいま会議なんかでも出ておるとお聞きしておりますが、そうした車両の更新、やりかえですね。今年度はそういうポンプ車の車両の更新の時期で買いかえるということで予算が出ておりましたが、そうした吉田以外でも美土里町では智教寺とか、八千代町でいえば上根の辺地地域とかもございまして、吉田町に限らず、そうした今現在、そうした車両を置いておられるところもどうか再点検いただきまして、やはりもうそういう地域には若い方もおられますが、なかなか若い方は日中は仕事に行かれておられない。年配の方だけ。そうしたときに取り扱うことができるかどうか、そうしたところはでしょうか。

○藤井議長 た答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、できるだけ取り扱いやすいポンプを導入していきたいと思っております。ただ、先ほど申し上げたのは耐用年数がきたとか、ちょうど買いかえる時期というのはしっかりとこういうことに変えていくんですけども、場合によっては操作する人がおるところについては一応耐用年数まで待ってくださいとお願いしているわけございまして、これは市の財政状況の話ですけど、支障がないように考えながら、これからも更新をしていきたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思っております。市としても使える物は使っていきたいと思っております。

耐用年数がきましたら、そのときにはちゃんとした最新式の可搬ポンプに変えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この形は全般を通してどんどん高齢化になっている。それで若い方が日中はおられない。そこで火災が起きたらどうするかということでの対応ということでございますので、いろんな費用もかかってまいりますし、人事確保もかかってまいります。そういう目を見ていただいて、早い形でそういう導入ができるように、お願いいたします。

続きまして、最後の質問に移ります。安芸高田市との姉妹都市提携につきましては、現在、国内では姉妹都市として先般、防府市との姉妹都市縁組締結40周年記念として、安芸高田市神楽公演が開催されました。国外におきましては、中学生による青少年海外派遣事業で、ニュージーランド国セルウィン町ダーフィールドハイスクール、シンガポール共和国メイフラワー中学校との交流の場がございます。今後、若い世代に国際感覚を育て、国際社会で十分に活動ができるよう経済交流、スポーツ交流などを含め、国外との姉妹都市提携を促進すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

御承知いただきますように、現在、安芸高田市では、国内においては山口県防府市と姉妹都市提携を結んでおります。国外においてはニュージーランド・セルウィン町と姉妹都市提携を結んでおります。ニュージーランド・セルウィン町との姉妹都市提携は、旧高宮町が、広島ニュージーランド村誘致に伴い、平成4年9月に姉妹縁組を結んだものを、安芸高田市が引き継いだものでございます。セルウィン町との交流は、人的交流をメイン事業として行い、中学生による相互交流、市民による相互交流を進めております。現在では、いずれの交流も、交流の輪が全市に広がり、国際交流の機運が徐々にではありますが、高まってきているものと考えておるところであります。

また、姉妹都市とは別に、シンガポール・メイフラワー中学校と安芸高田市全中学校の姉妹校提携も行っております。全市内中学生によるシンガポールとの相互交流も活発に行っているところであります。

御提案いただいております、経済交流やスポーツ交流などを含めた総合的な国外との姉妹都市提携についてでございますが、中山間地域に位置する安芸高田市といたしまして、国内外に安芸高田市を発信するためにも、多文化共生の現代社会、これまでのニュージーランドとの交流も踏まえて、しっかりどうあるべきか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。



前重昌敬君。

○前重議員 今、セルウィン町との安芸高田市提携ということで、私ちょっとこの辺を確認しておりませんで、あと調べましたら提携されておるということとございました。しかし、その辺での地元からそういうセルウィン町に行かれて、実際問題、今まで合併されてきて何度かあると思うんですが、どういった形での、ただ行かれてそこで終わってただ話をして帰ったのか、それとも何がしか得たものがあったのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 交流でございますけど、学生たちに行ってもらおうということは将来にとって大きな自分の力になってくると思います。市民の方々も参加されて、された方も交流のあとも引き続きおつき合いをされているようなので、ある程度の成果は非常にあるんじゃないかと思っておりますが、昨今の事由でございますので、今の状況を踏まえてこの交流がどうあるべきかということは、ちょっと原点に戻って考えてみたいと思っております。今の交流が悪いと言ってるんじゃないけど、ちょっとそういう時期じゃないかと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。今までの交流はちゃんと成果があったように報告を受けております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 提携相手の選定も、確かにこのセルウィン町を含めていろいろな形があろうと思います。都市の性質とか産業、文化、いろんな形で立地条件も含めて自然環境、地理的環境もあろうかと思っております。やはりある程度これから、先ほど市長はTPP反対とかいうこともちょっとされたんですが、えっと思ったんですが、そういうことも含めてやはりこれからは世界へ出てある程度行き来はしていけないといけない状況になろうかと思っております。同僚議員もある程度、中国、韓国いろんなところに行きながら、そういう姉妹都市なんかも考えている同僚議員もございます。そうした中では、今後、新たにそういう今ある形以外で提携のお考えをお持ちかどうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は安芸高田市の将来、人手不足とか少子化対策には現在の女性の方々とかにはちゃんと社会参画をしてもらうんですけど、到底人的に間に合わない社会になってくると思います。そのためには、安芸高田市の一員となってもらえるそのところをちゃんと模索しながら、効果のあるところはしっかりこれからもおつき合いをしていけないと思っております。どこがあるとかというのは現在持ち合わせておりませんが、皆さんいいところがあったら検討の箇所として検討していきたいと思っております。これは私だけじゃなしに、議員の皆さん、市民

の皆さん全部で考えてどうじゃろうかと、ここの町はちゃんと安芸高田市の将来を担う人材育成になるよというような方向性、市民も納得いくような形でのおつき合いをしていきたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 販路の拡大の中でもこうした世界を視野に入れての方向性は、いまあるセルウィン町からも発信できるんじゃないかと私は思います。また、そういういい情報等があれば、市長のほうにも報告をさせていただければと思います。この辺、早い時期にできるところから前向きな形でやっていただきまして、いま子どもたちがそういうシンガポール、ニュージーランドでやる中で、御承知のようにニュージーランドが株式のスタートの国でございます。そうしたところから早い目線で、市長がいつも言われております。早いときに、そうしたところを含めて前向きな姿勢で子どもたちが今そうしたところに結びついてると、そこから安芸高田市入っていくよという形で前向きに取り組んでいただければということで、私の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で、前重昌敬君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、政友会、金行でございます。きょう長々と最後の質問者でございます。よろしくお願ひいたします。通告しているとおり、質問をさせていただきます。

私、12月に質問をさせていただきました地域主権改革についてでございますが、これに伴いまして、先日、市長の施政方針におきまして、市長は地域格差のバランスのとれた施策の実行、市民の声を大切にし、市民だれもが社会参加し、安心して暮らせるまちづくりということで、全期4年間着実に実行し、また今月の定例会では2期目を目指していくこともだされております。その中で、24年度の財政状況を踏まえ、第2次行政改革を着実に推進され、施政方針の中でも選択と集中という言葉が強調され、予算編成をされています。その中でやっぱり私が一番懸念しております地方分権改革を平成21年12月15日に閣議決定され、我が市にも昨年、本年度、また来年度に非常に課題の大きい地域主権のいろいろな国からの要請、ことし24年から出発するものがある、また24年の1年をかけていろいろ考えていかないといけないものが、課題は問題が蓄積しておると思います。

今までのまちづくりは、コンサルタントの会社とかに任せたり、全国一律国から、県からきたものを、言葉は悪いですが、金太郎の飴のようにやる行政ではなくなり地域主権も独自のものでやっていくということでございます。我が市も地域主権社会を実現されるには、やっぱり自主責任の経営の感覚が必要だと思いますので、施政方針の中にあつて地方主権のことの対応をどう考えておられますか、まず初めにお伺ひします。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

施政方針にあたっての地域主権改革への対応についての御質問でございます。地域主権の確立は、国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話のできる、新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換するものと思っております。地域のことは地域に住む住民が、責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていかねばならないとして、昨年の5月及び8月の2度にわたり、関連の法律改正が行われてきたところであります。この法改正の内容は、主に「義務づけ・枠づけの見直し」と「基礎自治体への権限移譲」の2本柱からなっております。義務づけ・枠づけの見直しは、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため201法律の改正が行われたところであります。また、基礎自治体への権限移譲については、都道府県と市町村間の事務配分を補完性の原則に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を、住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととして47法律が改正されたところであります。

いずれの法改正についても、本市の事務事業に影響があり、特に義務づけ・枠づけの見直しにつきましては、これまで法律で基準などが規定されていたものを、各自治体の条例で規定しなければなりません。これまで以上に、法制執務能力や政策形成能力、また条例制定についての知識やノウハウが求められることとなります。このため、準備に万全を期すことはもちろんのことでございますが、職員の能力開発にも力を入れていかねばならないと考えております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 　まさしく職員の能力等々を問われる地域主権でございます。そうなくてはならない時代に来ております。そこで先の今までの同僚議員の中でもございました、職員の能力を描き出す、私は適材適所、職員の能力がございます。そこらのほうはやっぱり地域主権だけではございませんが、その今市長が答弁されたように適材適所、職員の能力もありますので、その適材適所のための職員の個別面接等々も行って、適材適所のところに配置することと思うのですが、市長そこら辺はどう考えておられますか、お聞きします。

○藤井議長 　答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　国の事務、県の移譲事務がありますと、これまでの市の事務内容がすっかり変わってきます。これに対応するためには、私も含めて職員ともども研修をこれから深めていかななくてはいけないと思っております。我々も管理職に対しまして、職員の方々の能力をいち早く見出して、職

員がちゃんと満足して活躍できるような場の想定に努めていかななくてはいけないと思っております。このことは非常に難しい問題なので、私を含めてしっかり研修をしながら御期待に応えていきたいと思っております。思うじゃなしに、もうそういうふうには火はついてますので、分権もきます、法律も変えていかないといけないということなので、これを柔軟に対応していくためには悠長はできないので、早急にこういうことを取り組んでまいりたい思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まさしく市長が言われた、現在はやっぱり適材適所はないと言ってるんじゃないです。なお一層やっていかなきゃいけないという時代が来ておるんですが、なお一層やらないけませんよということでございますので、誤解がないように。

1項目目の2番目の地域主権の動向によって、条例改正等の対応ということでもさせていただきます。この前も全員協議会で地域主権の対応についての資料をいただいたんですが、4月1日からやることと、今度は本年度中にいろいろな経過措置をしながらやっていくということで、私、条例改正も出てこようと思っております。この条例改正に対して、私の考えは今までは国の地方主権に向けた取り組みの基本的な考えでございますが、住民に最も身近な自治体の従事したことがあれだと思っております。自立の統制機能を持った地方政府、これが必要ではないかと思っております。だから地方主権がいいというだけではないと思っております。私の考えでございますが、教育、保育、福祉等でも全国的な一律という保障はこれではないと考えます。また社会保障にしても、教育関係にしても全然自己責任であり、自己負担になってくるのが地方分権ではないかと思っております。こういう中で地方主権ということで行政、立法、財政のやるが解体するんじゃないかという不安は持ってるわけです。だが地方主権はやっていかなければいけない、その相変わった難しいところがある中に公共サービス、市長おっしゃるように限られた財政の中で大きな知恵ともを出してやっていくのが地方主権じゃないかと思う中で、この条例等も改正せなければいけないと思っておりますが、その点の条例に対するお考えをお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

地域主権改革に係る条例等の改正に対する考え方についての御質問でございます。昨年5月2日に公布されました第1次、8月30日に公布された第2次地域主権改革一括法により、この4月から施行しなければならないものとして準備を行ってまいったところでございます。「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条

例」、この4本の条例を本定例会にも上程させていただいているところ  
でございます。今後、このような条例改正がたくさん出てまいると思  
います。

また、1年の経過措置があり来年の4月の施行を目指し、現在、準備を  
進めているものが12件ございます。具体的な作業にあたっては、これま  
で法律で規定されていた基準等を条例で定めることにより、地域の実情  
にあった最適な行政サービスの提供を実現することが、地域主権改革の  
意義ということになりますので、国が定めた「基準を制定する際の目  
安」をもとに、本市における基準を検討することになっております。

今後、来年の4月施行に向けて関係条例の審議をお願いするなど、多  
数の議案を上程させていただくことになろうと思っておりますので、よろしく  
お願いしたいと思います。私はこのたびの分権は、安芸高田市の独自性  
を生かして、市のいわゆる独自の行政展開にはいいチャンスじゃないか  
と思っています。このことをこれは大変だということじゃなしに、安芸  
高田市の飛躍のチャンスと思って、職員ともども頑張っていきたいと思  
いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 条例に向けていろいろな課題も出ますし、この条例というのはやっぱ  
りいま市長が言われましたように、共通な部分もございますけど、安芸  
高田市の独自性を持ってやっていき、執行部も職員も議会も市民もお互  
いに権利と主張、義務と責任を背負いながらやっていかないと  
思います。それによってまた次の質問へいきます。

大枠2番目の質問でございます。全国的、広島県、我が市も自殺者が  
非常に多くなって、時代の流れ、いろいろな経済の苦しみ、家族の問題、  
地域の問題で、非常に自殺者がふえております。我が市でも12年度です  
が9人。平成10年から21年までですが、大体10人以上、多いときには14  
年には18名。大体14名、13名とあって、年間10名以上が自殺者がいらっ  
しゃいます。みずから命を絶たれるという心境、そういう中で行政とし  
てというのは難しいところもあるんですが、どうしてもやっぱり自殺者  
に対する課題は取り組んではいけないけんとは私は思うのですが、市とし  
てどう考えておられますか。お聞きします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の自殺予防対策の取り組みについての御質問にお  
答えをいたします。

御承知のように、日本の自殺者数は、平成10年以降、昨年を含め、14  
年連続して3万人を超えるという異常な事態が続いており、昨年も全国  
で交通事故死の5倍に匹敵する3万584人の方々が、みずからの命を絶た  
れております。もはや自殺問題とその対策は国民的な課題であり、国に  
おいては、平成18年6月に自殺対策基本法を制定し、内閣府に、「自殺

総合対策会議」を設置して、自殺予防対策を国・地方を通じて総合的に推進されているところであります。

本市における自殺の現状でございますが、年代別自殺者の数は、60歳代が最も多く、ついで70歳以上、50歳代の順となっております。特徴としては、自殺者の8割を男性が占めていること、残念ながら自殺死亡率は、全国や県の数値を上回っておるのが現状であります。とりわけ、本市を含む芸北地域や三次、庄原の備北地域など、いわゆる中山間地域に自殺率が高い傾向にあります。

このような状況を踏まえ、本市におきましても緊急的課題として、平成22年3月に、安芸高田市自殺予防対策連絡会議を設置して、「自殺予防対策推進行動計画」の策定を行うとともに、その行動計画に基づき、関係機関と緊密に連携をとりながら、自殺予防対策に取り組んでいるところであります。具体的な取り組みといたしましては、市民の皆さんに、まず自殺の実態を知っていただくという観点から、自殺予防セミナーや健康フェスタ、講演会等の開催にあわせ、自殺実態のパネル展示や自殺予防啓発パンフレットの配布、また、自殺の危険を示すサインに気づくための自殺予防研修会の開催を行っております。とりわけ、自殺の危険を示すサインに適切な対応ができ、必要な支援につなぐことができる「ゲートキーパー」と呼ばれる人材の育成に、今後、特に取り組む必要があると考えているところであります。

自殺の予防対策は、家庭はもとより、職場の同僚や取り巻く地域の皆さんなどが、危険を示すサインを早期に発見し、関係機関との連携のもとに、見守りや相談支援活動等を行うことが非常に重要であると考えております。

いずれにいたしましても、とうとい人命を守っていくためには、市民一人一人が、この自殺問題に理解を深めていただき、自殺がなくなるよう努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 自殺という言葉は余り使いたくないんですが、使わないとほかに言いようがないんですが、高齢者の自殺がちょっと今からは私も懸念をされるんですよね。市長が言う、総ヘルパー構想の中でもやっぱりそれが1年、2年じゃこう出るもんじゃありませんが、だんだんそれが自殺予防になればいい、今高齢者が高齢者をケアする時代になっておりますので、そこらを含めて自殺予防というものをやっていかないけんと思うのですが、その高齢者に対して、また今度はひとり暮らしが、これは一例ですが、がんで入院されて、もうこれはあなたは末期ですから病院を出なさいということがあるんです。帰ったらひとり暮らしになるんですよ。帰ってひとり暮らしになったら、またそこで落ち込むということが多いそうです。その辺はどんどん高齢者に対しても考えていかないけないで

すが、高齢者に対してのそういうお考えがあればお聞きしますが、どうですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 高齢者の方々は孤独に陥ることが一番いけないので、やっぱり見守りの制度をしっかりと確立せないけんと。地域振興会とかいろいろな団体がございまして、絶えずこの人はちゃんと元気だろうかとか、いま何をしているだろうかとかというようなことをしっかりお互い確認するように仕組みをつくっていかないけんと思っております。

やっぱり市のほうから担当者が行くのは時間がかかりますので、近所におられる方が確認をしていただくと。強いて言えば、また相談にものっていただく仕組みをちゃんとつくっていかないけないと思っております。これ市民総ヘルパー構想の一環になるんですけど、そういうことをお互いに意識しながら仕組みづくり、もやいの精神というのがあるんですけど、やっぱりお互いのところへまんまを借りに行くとか、あんた洗濯が済んだかとか、お互いに生活の中に関与することはいけないことかもわかりませんが、そういうプライバシーを守る中でのおつき合いを進めていく必要があるんじゃないかと思っております。このことが年寄りを孤独から解放して、自殺を少なくしていくんじゃないかと、私個人的にはそう思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 もやいの精神ということで、お互いそういうのをみていかないけんということで、次の質問に移ります。

最後に、市長の施政方針にもありました、道路の工事の件ですが、これ吉田町と甲田町とで、吉田高校の通学路にもなっておるし、こういう時期は雪があんまり溶けない。浮浪者が何人か過去に出たということで、いろいろ前から地域の人の要望もございましたし、それから安全面での危険箇所はまだ公衛協のほうからでも薄暗いということで、ものを捨てられるということで、市長の施政方針の中に柳原線を改良するということが出ておりました。以前から私もここは気にしておりましたが、この改良についての工事工程があると思っておりますので、それをお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

市道柳原線道路改良事業の今後の計画についての御質問でございます。市道柳原線は、旧吉田町と旧甲田町を結ぶ重要な生活路線でございます。現状を見ますと、沿線には、大きな木が茂り、日中でも薄暗い上、幅員も狭く、特に、冬場は雪が溶けにくいいため、交通安全上、危険な状況にあると思っております。合併以前から、ごみの不法投棄等の問題もあり、改良を要望する声はあったと聞いております。

また、合併後につきましては、課題の一つとして、金行議員から一般質問で御指摘いただいておりますように、吉田高校の通学路でもあり、防犯対策の側面からも、安全な道路として改良の必要な路線であると認識しておるところでございます。

そのような経緯もありまして、平成23年度から改良路線として事業に取り組み、現在のところ、路線測量、詳細設計を実施しておりますが、基本的には、幅員5mで、数カ所待避所を予定したいと考えております。この事業の着手に当たりまして、議員もよく御存じのように、この路線の区域は、山林部の土地であり、かつ地籍調査がなされていない地域でありますので、用地の確認事務等の難航が予想されますが、関係者の御協力をいただきながら、できる限り早期完成を目指して事業を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今、道の件でございますが、ここは地籍調査も難航な地域でございます。甲田町時代からのそういう問題もございましたが、私も含めて地域と一生懸命協議し、また御理解をしてもらいますので、なるべく早く工事に取りかかってもらうことを切にお願いし、質問を終わります。

○藤井議長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、2月27日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。



午後 4時30分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員